

印西市 緑の基本計画

みどりを守り育む
彩あるまち
いんざい



令和3年3月
印西市



市の花 コスモス



市の木 サクラ



市の鳥 メジロ



市の魚 ナマズ

目 次

序章 緑の基本計画の基本的事項..... 1

1. 緑の基本計画策定の目的 1
2. 計画の概要 3
3. 緑の位置づけ 4
4. 計画の全体構成 7

第1章 印西市の緑の現況と課題..... 8

1. 印西市の現況 8
2. 印西市の緑の現況 14
3. 意向調査結果 19
4. 前計画の進捗状況 21
5. 緑に関する課題 23

第2章 印西市の緑の将来像と目標..... 27

1. 基本理念 27
2. 緑の将来像 27
3. 緑の配置方針 28
4. 基本方針 30
5. 計画のフレーム 31
6. 計画の目標 32

第3章 実現のための施策の方針..... 35

1. 施策の体系 35
2. 施策の方針 36
3. 都市公園の整備・管理方針 46

第4章 緑化重点地区・保全配慮地区の計画..... 47

1. 緑化重点地区の指定 47
2. 保全配慮地区の指定 50

第5章 計画の実現に向けて..... 52

1. 計画の推進体制 52
2. 計画の進行管理 53

資料編..... 巻末

1. 印西市の緑の現況 資料編-1
2. 前計画の施策の実施状況 資料編-13
3. 印西市緑の基本計画 検討の経緯 資料編-21
4. 用語集 資料編-25

序章

緑の基本計画の基本的事項

1 緑の基本計画策定の目的

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく法定計画で、市・市民・事業者が協力して市内の緑を保全、創出、活用していくために、中長期的な視点で方針や目標、施策を示す、まちづくり計画のひとつであり、都市公園の整備・管理方針のほか、緑地の保全や緑化の推進に関する事項等、都市計画制度に基づく施策と、公共公益施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動等、都市計画制度によらない施策を体系的に位置づけた緑に関する総合的な計画です。

(2) 計画策定の目的・背景

計画策定の目的

本市では、平成12年に合併前の印西市及び印旛村で緑の基本計画を策定し、令和2年度に計画の目標年次を迎えるとともに、緑を取り巻く社会情勢の変化や国の新たな取組方針が示される中、市内のまちづくりの進展等の変化を踏まえた緑に関する施策を推進していくため、「印西市緑の基本計画」を策定しました。

計画策定の背景

ア 社会情勢の変化や国の取組方針

現在、我が国では急激な人口の減少が見込まれており、さらに、少子高齢化の進行等に伴う国民の生活様式やニーズの多様化等、社会情勢が大きく変化しています。

公園や緑地に関する施策の動向をみると、平成29年に都市緑地法や都市公園法等が改正され、Park-PFI等の公園への民間活力の導入や緑・オープンスペースの整備・保全等に関する制度が充実するなど、新たな公園や緑地の整備・創出から、緑地の保全・活用や、既存の公園の維持管理の充実等へと移行しています。こうした情勢の変化に伴い、市町村が策定する緑の基本計画において、都市公園の管理の方針を定めるとともに、都市農地を緑地として位置づけることとされました。

また、生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まり、我が国を含む世界各国で様々な取組が進められている中、都市における生物多様性に対しても注目が高まっています。都市の生物多様性確保に必要な生物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化を計画的に推進するため、緑の基本計画に生物多様性に関する方針や施策を位置づけることとされました。（国では、平成30年4月に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を策定）

近年では、平成27年の国連サミットで採択された国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）への取組のほか、ヒートアイランド現象や近年頻発している異常気象によって引き起こされる土砂崩れ等の自然災害に対し、自然環境が有する多様な機能（斜面林の保全によるがけ崩れの防止、樹林地や農地が持つ雨水の調整機能による洪水の発生抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりの一助となるグリーンインフラの機能が見直されてきています。

また、自然災害と異なる新たな脅威である新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ステイホームによる運動不足やストレス等の解消に向けて公園や自然環境等の屋外での活動が見直されてきています。

イ 本市のまちづくりの進展等の変化

本市は、平成22年3月に印西市、印旛村及び本埜村が合併して現在の印西市となりました。市内では、千葉ニュータウンの整備によって新たなまちづくりが進められ、人口は年々増加し、平成30年5月に10万人を超えました。また、千葉ニュータウン等の市街地においては、都市部の緑として都市公園をはじめ、街路樹や公共施設内の緑化等によって計画的に緑が創出されています。一方、郊外においては、水辺から連なる広大な農地や丘陵地を形成する斜面林等の里山が豊かな緑地を形成しています。

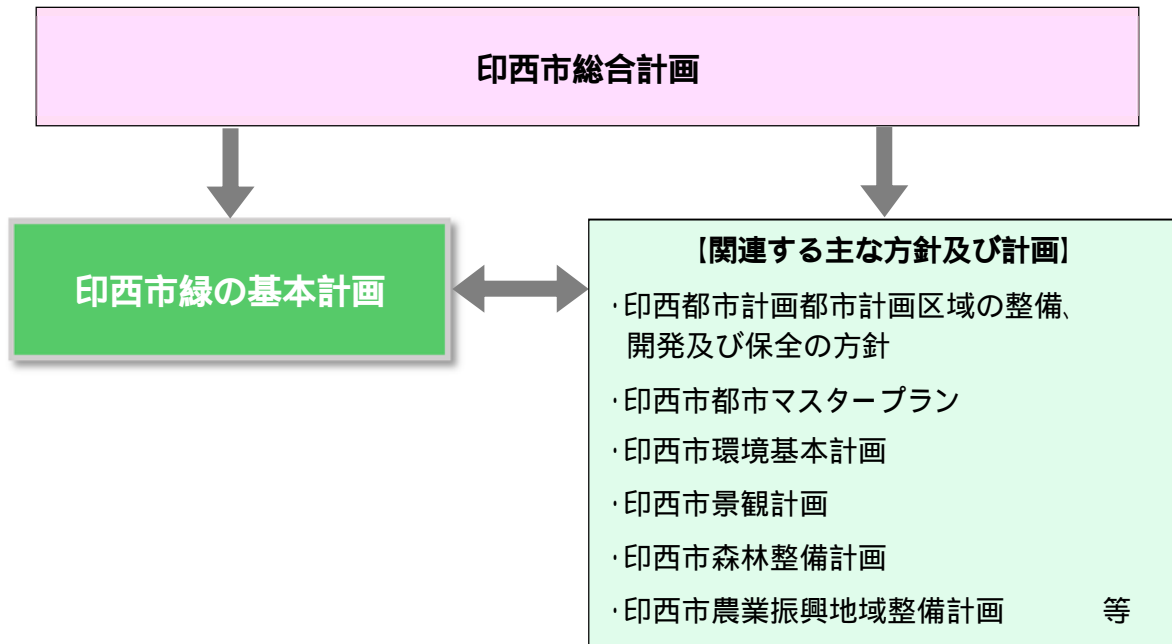
しかし、本市でもこれまでの人口増加の傾向から、少子高齢化による人口減少傾向へ転じることが推計されている中で、緑のあり方も現状に沿った検討を行っていくことが必要です。

このような本市の現状を踏まえ、市民と緑が共生するまちづくりを推進するため、新たな将来像とそれを実現するための施策を緑の基本計画に取りまとめていくことが必要になります。

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

「印西市緑の基本計画」は、「印西市総合計画」を上位計画とし、「印西都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」・「印西市都市マスタープラン」・「印西市環境基本計画」・「印西市景観計画」等の関連する方針や計画と整合を図ります。



(2) 計画期間と目標年次

「印西市緑の基本計画」は、令和3年度から令和22年度までの20年間を計画期間とし、目標年次を令和22年度とします。

また、令和3年度から10年後の令和12年度を中間年次とします。



3 緑の位置づけ

(1) 本計画で対象とする緑

本計画では、都市公園や広場、街路樹、公共・民間施設の植栽、樹林地、農地、草地、河川、個人の庭など市内のあらゆる緑を対象とします。

対象となる市内の代表的な緑



松山下公園



牧の原公園



木下交流の杜広場



草深ふるさと農園



草深の森



街路樹



学校の花壇



吉高の大桜



小林牧場



結縁寺



農地



樹林地



印旛沼



利根川



調節池



県立印旛手賀自然公園

(2) 緑が有する主な機能

緑は多様な機能を有しており、我々の暮らしに潤いと安らぎを与えてくれます。特に現代においては、次の5つの機能が期待されています。

環境保全機能



緑は、二酸化炭素等の温室効果ガスを吸収することで、地球温暖化を抑制するとともに、緑陰に冷気をためることで、ヒートアイランド現象を緩和する機能が期待されています。

また、汚染物質の吸収・吸着による大気の浄化や騒音・振動の緩和等、人と自然が共生する都市環境を形成する機能があります。



レクリエーション機能



公園等の緑地は、日常的なレクリエーションの場としての活用とともに、身近な自然等とのふれあいの場を形成する機能を有しています。

また、地域の交流や休息・憩い、健康の維持増進を図る機能があります。



防災機能



樹林地や農地は、雨水の調整機能による土砂災害や洪水の発生抑制等、グリーンインフラとしての機能も期待されています。

また、公園等のオープンスペースは、災害時の避難場所や災害救護活動の拠点となり、都市の防災性を向上させる機能があります。



景観形成機能

景観

花や草木のほか、まとまりのある緑地は、四季の変化を実感することができ、都市に潤いと安らぎを与えています。

また、利根川や手賀沼、印旛沼等の河川、その周辺の斜面林や谷津田等から形成される里山景観は、本市の特徴的な景観となっています。



生物多様性確保機能

生物多様性

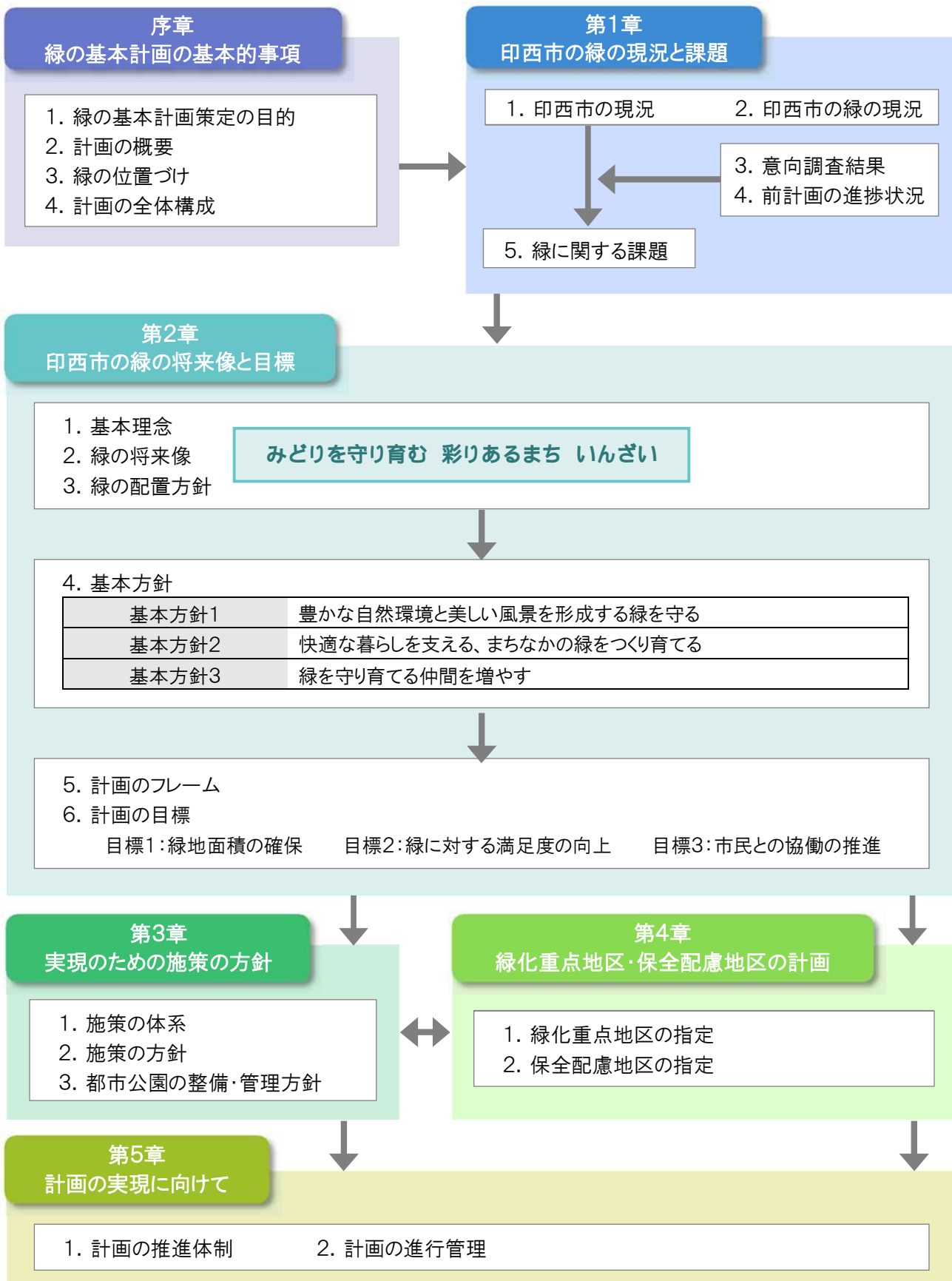
緑は、多様な生物の生息・生育環境を形成し、生物多様性の機能維持に重要な役割を果たしています。

また、公園や河川、街路樹等の緑のネットワークを形成することで、生物の移動空間が担保されます。

生物多様性の確保により、水や大気の浄化のほか、自然環境を対象とした環境教育の場の提供、地域への愛着醸成への寄与等の恩恵がもたらされます。



4 計画の全体構成



第1章

印西市の緑の現況と課題

1 印西市の現況

(1) 位置

本市は、東京都心から約40km、千葉市から約20km、成田国際空港から約15kmに位置し、西は我孫子市・柏市・白井市に、南は八千代市・佐倉市・酒々井町に、東は成田市・栄町に、北は利根川を隔てて茨城県に接しています。



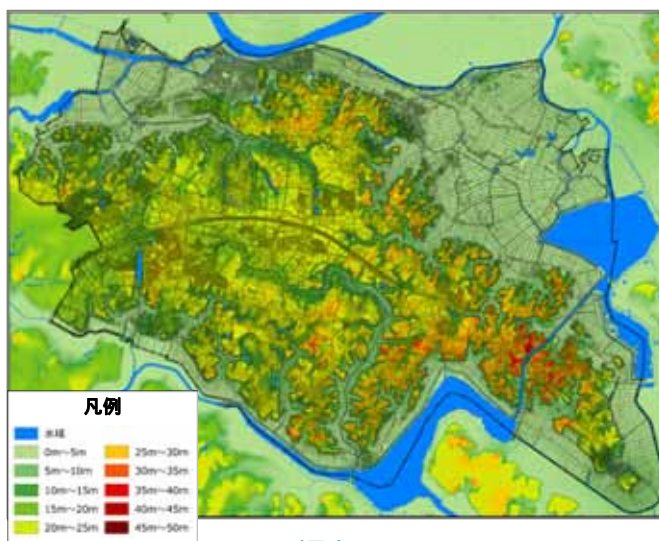
印西市位置図

(2) 地勢

本市は、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼、北部を利根川に囲まれ、標高20～30mの下総台地といわれる平坦な台地と、沼及び河川周辺の低地により構成されています。

市の大部分を占める台地は周囲の沼や川につながる谷津といわれる谷に切り込まれ、北総地域に特徴的な景観を形成しています。

地質は、関東ローム層が厚く堆積して台地が形成され、河川によって運びこまれた土砂が堆積する低地部に肥沃な土地が広がっています。



標高図

出典：基盤地図情報（平成28年）

(3) 沿革

平成22年3月23日に印西市・印旛村・本埜村が合併し、現在の印西市となりました。

明治	大正	昭和	平成	令和
木下町				印西市 (平成 22 年 3 月 23 日合併)
大杜村	大森町 (大正 2 年)	印西町 (昭和 29 年)	印西市 (平成 8 年)	
船穂村				
永治村				
六合村				
宗像村		印旛村 (昭和 30 年)		
本郷村	本埜村 (大正 2 年)			
埜原村				

(4) 人口

本市の人口は、令和2年4月1日現在、103,794人となっており、世帯数は41,444世帯、人口密度は838.5人/km²となっています。

また、千葉ニュータウン等の進展に伴い、前計画策定時の平成12年から現在にかけて人口で約2万4千人、世帯数で約1万6千世帯増加しています。

前計画策定時(平成12年)から令和2年までの人口・世帯数の推移



平成12年から平成20年までは旧印西市・印旛村・本埜村の人口・世帯数をそれぞれ合計した値。

出典(平成12年～平成20年の人口): 千葉県 住民基本台帳人口

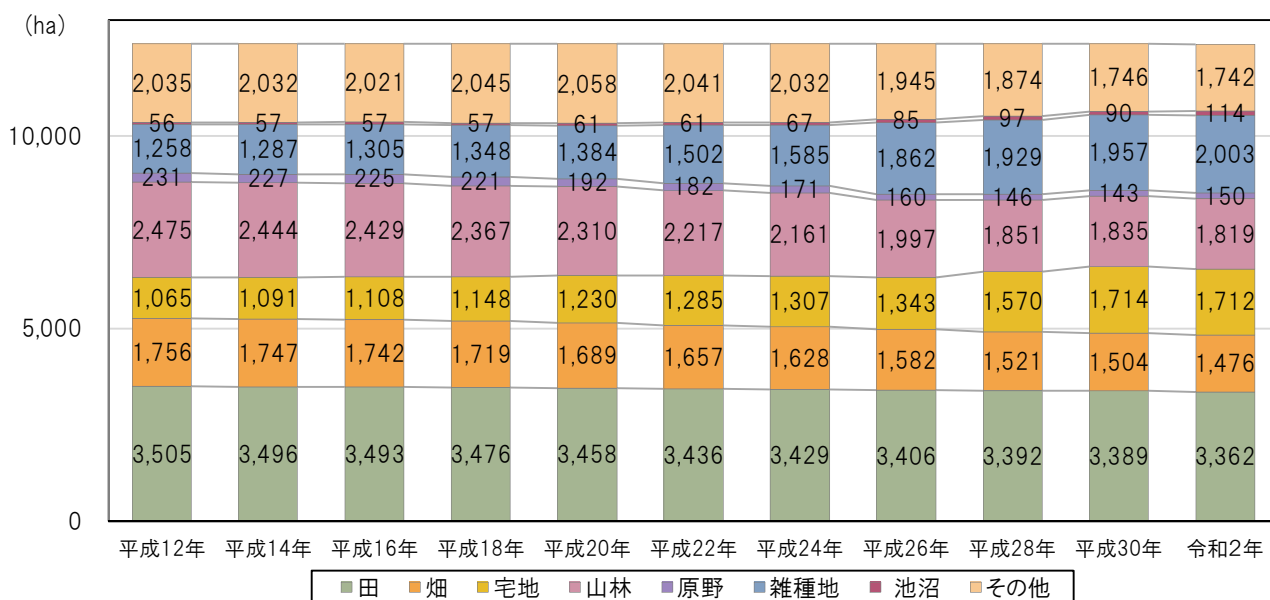
(平成22年～令和2年の人口): 印西市 住民基本台帳人口

(5) 土地利用

本市の面積は、123.79k㎡であり、このうち最も多い土地利用は田の3,362ha・27.2%となっており、続いて、雑種地、山林が多く、宅地は1,712ha・13.8%となっています。

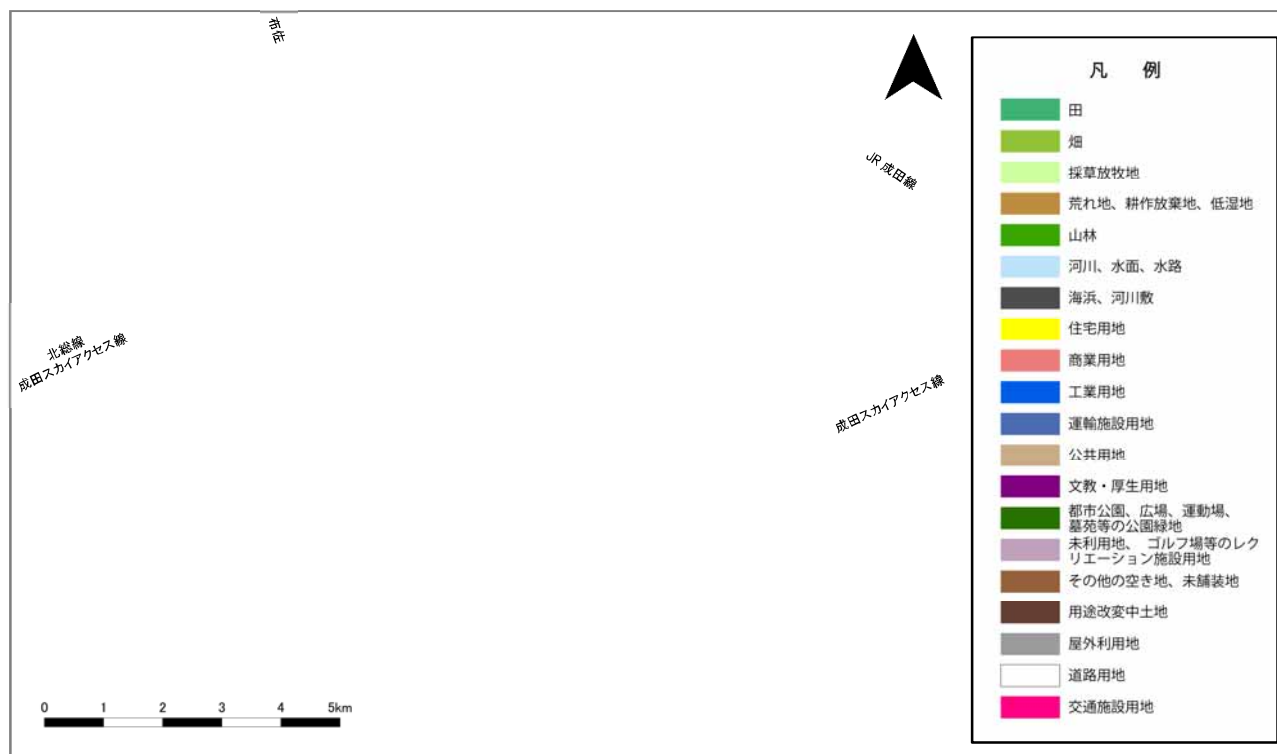
平成12年と令和2年の土地利用を比較すると、田、畑、山林、原野はそれぞれ減少しており、宅地、雑種地、池沼は増加しています。

地目別土地利用の推移



四捨五入しているため合計値が合わないことがある。

出典：千葉県統計年鑑 地目別面積



土地利用の状況

出典：都市計画基礎調査（平成28年）

(6) 緑に関する主な文化財

本市には、国指定文化財6件、県指定文化財17件、市指定文化財26件の計49件の指定文化財及び、国登録有形文化財1件があり、その中でも天然記念物、史跡として10件が指定されています。

国の指定文化財

国の天然記念物に指定されている木下貝層は、木下万葉公園内にあり、厚さ4.3m、長さ45mにわたって貝類の化石が密集しています。この地層からは100種類以上の貝類の化石が確認されています。



木下貝層

県の指定文化財

県の天然記念物に指定されている将監のオニバス発生地は、直径が30cmから200cmの大きな葉を水面に浮かべるスイレン科の水生植物であるオニバスが発生する場所となっていました。オニバスは、かつて、印旛沼をはじめ、利根川の氾濫でできた湖沼や堀等に生息していましたが、現在は市内でみることはできません。



オニバス

市の指定文化財

市の指定文化財として、8か所の史跡、天然記念物が指定されています。

^{つきかげ い}月影の井は、鎌倉時代この周辺に勢力があった大菅豊後守正氏が産湯や行水に使った水を汲んだ井戸と言われ伝えられており、鎌倉の「星影の井」、福島県二本松の「日影の井」とともに「日本三井」のひとつに数えられます。

^{かみじゆくふん}上宿古墳は、木下貝層から切り出した石材を積み上げて造った埋葬施設である横穴式石室が、良好な形で残っている古墳です。同様の材質・構造の埋葬施設を持つ古墳の状況から7世紀代の方墳と推定されます。

^{ひやくこうしんづか}武西の百庚申塚は、武西学園台南街区公園内にある庚申信仰に基づき文久3年(1863年)に建てられた石塔であり、刻像塔10基、文字塔90基から成っています。

^{いずみしんでんおおきどのまぼりいせき}泉新田大木戸野馬掘遺跡は、江戸時代に印西市から白井市にかけて存在した印西牧という幕府直轄の放牧場の外周に、馬の逃亡や外部からの侵入を防ぐために築かれた土手や堀で、市内には2条の土手と土手間に設けられた堀の一部が保存されています。



武西の百庚申塚



泉新田大木戸野馬掘遺跡

道作1号墳、4号墳、5号墳が史跡に指定されている道作古墳群^{どうさくこふんぐん}は、前方後円墳7基、円墳14基、方墳1基の合計22基から構成される群集墳です。その中でも1号墳は全長46m、高さ4mあり、印旛沼西岸域で最大規模となっています。



道作古墳群

掩体壕^{えんたいごう}は、飛行場に駐機する軍用機を上空の敵機から守るために作られた格納庫で、市内では太平洋戦争末期、現在の牧の原駅南側に存在した印旛地方航空機乗員養成所において、馬蹄形状に土塁を固めた無蓋型の掩体壕が作られ、そのうちの一基が保存されています。



掩体壕

天然記念物に指定されている吉高の大桜は、根回り周囲約8.5m、樹高約13m、枝張最大幅が約27mのヤマザクラで、樹齢300年を超えています。

藤の木は、熊野大権現のご神木としてこの地の草創時に植えられたと伝えられおり、樹齢約1000年、樹高約15m、根回り1m余りです。

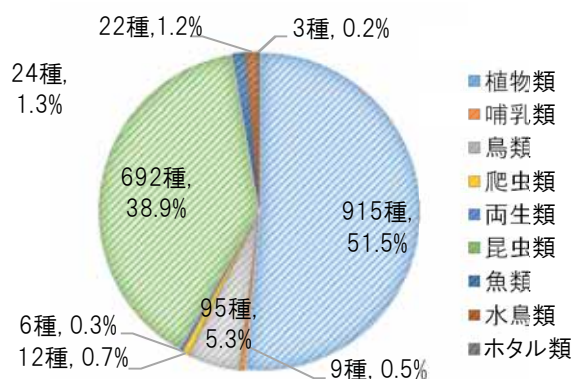


吉高の大桜

(7) 本市に生息・生育する生物

生物相

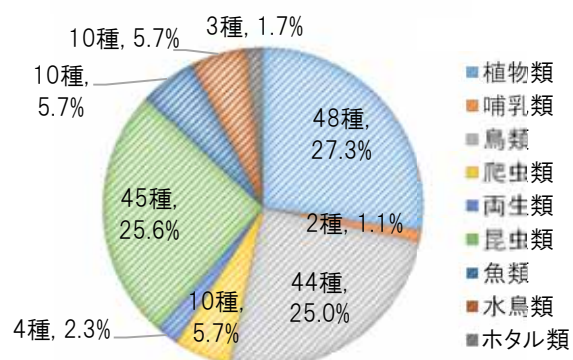
市内で確認されている生物(植物類、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、水鳥類、ホタル類)の総数は1,778種で、最も多いのは植物類の915種、次に昆虫類の692種、鳥類の95種となっています。



注目種

市内で確認されている注目種の総数は176種で、最も多いのは植物類の48種、次に昆虫類の45種、鳥類の44種となっています。

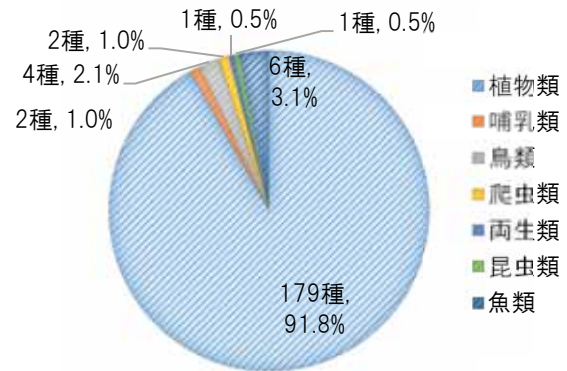
文化財保護法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、環境省レッドリスト、千葉県レッドデータブック-植物・菌類編を基に注目種を選定。



外来種

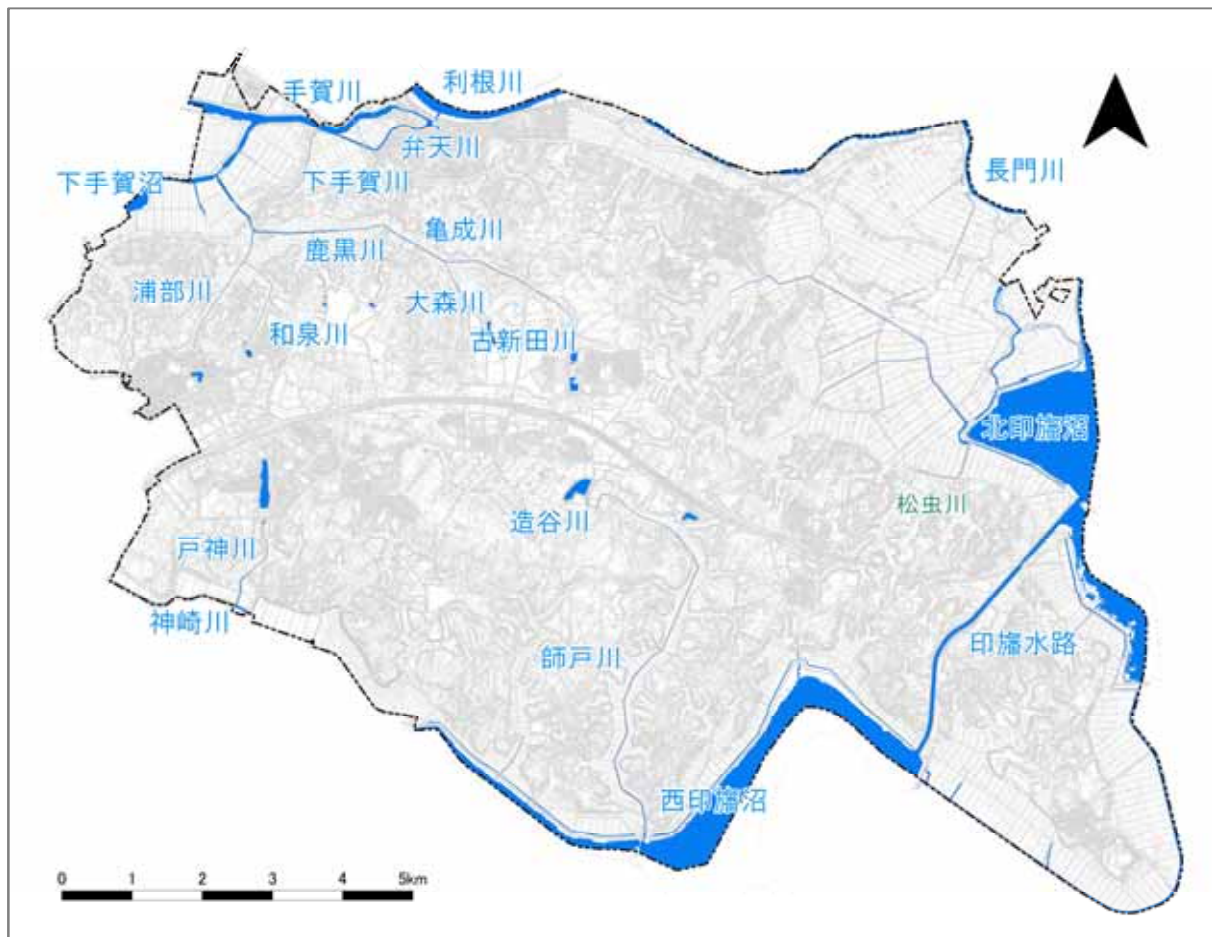
市内で確認されている外来種の総数は195種で、最も多いのは植物類の179種で全体の9割以上を占めています。

出典：平成27年度印西市自然環境調査業務委託報告書



(8) 水系・河川

本市には、20の一級河川が流れており、いずれも利根川水系に属しています。南東部には印旛沼、北西部には手賀沼が位置しており、これらの水辺の周辺は印旛手賀自然公園に指定されています。



河川位置図

松虫川は一級河川以外の河川。

出典：都市計画基礎調査（平成28年）を一部加工

2 印西市の緑の現況

(1) 緑被地の現況

緑被地とは、都市公園や公共・民間施設緑地、生産緑地、農業振興地域農用地区域等の農地、地域森林計画対象民有林等の山林、河川等に加え、個人の庭の緑等も含めた、水辺や緑に被われた全ての土地を指し、緑の現況を定量的に示す指標となっています。

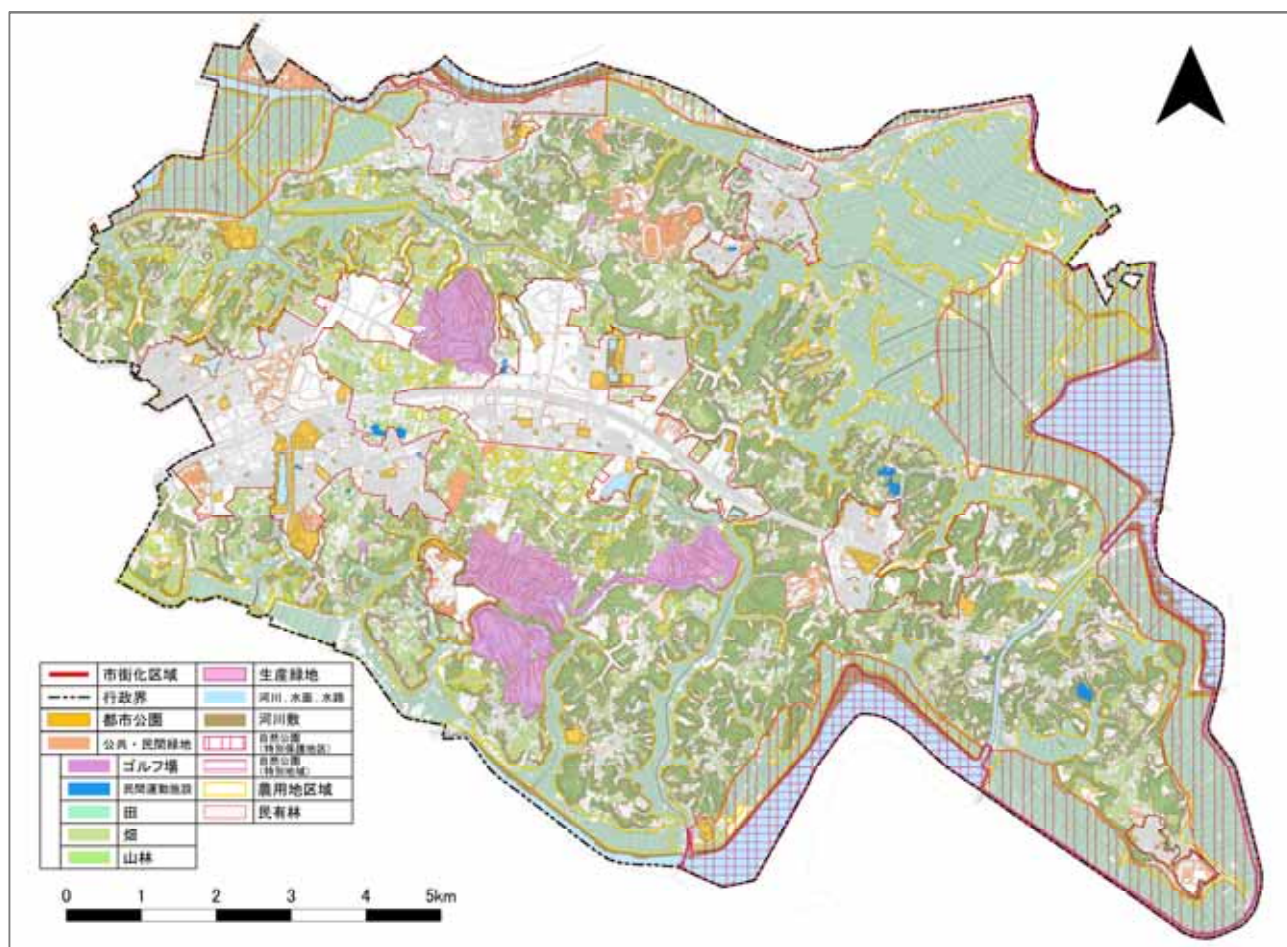
市全体の緑被面積は9,448.8ha、緑被率は76.3%となっています。

緑被地の現況

	緑被面積	緑被率
都市計画区域	9,448.8ha	76.3%
市街化区域	393.6ha	20.6%
市街化調整区域	9,055.2ha	86.5%

緑被地の対象

都市公園	公共施設緑地		民間施設緑地	個人の庭等	農地			山林		河川・水路・水面	自然公園	協定・条例等によるもの
	公園に準ずる機能を持つ施設	公共施設の植栽等			生産緑地	農業振興地域農用地区域	その他農地	地域森林計画対象民有林	その他山林			



緑被地現況図

(2) 緑地の現況

本計画における緑地は、都市公園のほか、児童遊園・街路樹等の公共施設緑地やゴルフ場等の民間施設緑地からなる「施設緑地」と、法や条例等に基づき保全されている生産緑地や自然公園、河川区域等の「地域制緑地」に分類しています。本市の緑地面積は、7,123.9haとなっています。

緑地の対象

都市公園	公共施設緑地		民間施設緑地	個人の庭等	農地			山林		河川・水路・水面	自然公園	協定・条例等によるもの
	公園に準ずる機能を持つ施設	公共施設の植栽等			生産緑地	農業振興地域農用地区域	その他農地	地域森林計画対象民有林	その他山林			

緑地の分類

分類				対象の緑	面積（ha）
緑地	施設緑地	都市公園		都市公園法に基づく総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園、都市緑地	181.7
		都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設	11.7
				公共公益施設における植栽地 等	76.8
			民間施設緑地	公開空地、ゴルフ場 等	530.1
	地域制緑地	法による地域		・生産緑地地区（生産緑地法）	2.6
				・農業振興地域農用地区域（農業振興地域整備法）	3,102.1
				・地域森林計画対象民有林（森林法）	2,148.0
				・河川区域（河川法）等	925.5
				・自然公園（自然公園法）	2,335.6
		法による地域及び協定・条例等によるもの		・緑地協定（都市緑地法） ・緑化協定（千葉県自然環境保全条例）等	-
	重複する緑地				2,190.0
	合計				7,123.9

各数値は、令和2年4月1日時点で最新の数値を使用。

印旛手賀自然公園（6,606ha）の内、印西市のみの面積を地理情報システム（GIS）で算出。

四捨五入しているため合計値が合わないことがある。

重複する緑地として、自然公園と河川区域等、自然公園と地域森林計画対象民有林、自然公園と農業振興地域農用地区域、地域森林計画対象民有林と民間施設緑地、自然公園と公共施設緑地、自然公園と都市公園の重複する面積を合計値より引いている。

序章

緑の基本計画の
基本的事項

第1章

印西市の
緑の現況と課題

第2章

印西市の
緑の将来像と目標

第3章

実現のための
施策の方針

第4章

緑化重点地区・
保全配慮地区の計画

第5章

計画の実現に
向けて

(3) 施設緑地

都市公園

令和2年4月時点の都市公園は181箇所、整備面積は181.7haであり、市民1人当たりの都市公園面積は、17.5㎡となっています。

公園の整備量は、前計画策定時と比べ着実に増えており、市民1人当たりの都市公園面積も、9.2㎡増加し、県平均6.4㎡(平成31年4月時点)よりも11.1㎡多くなっています。

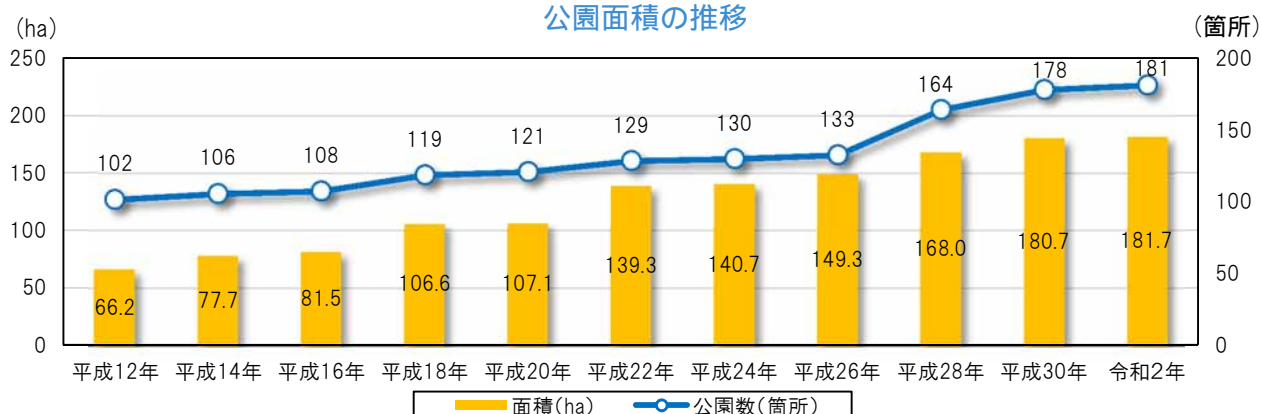
出典(県平均の1人当たりの公園面積): 千葉県 みどりの現況値

都市公園数・面積

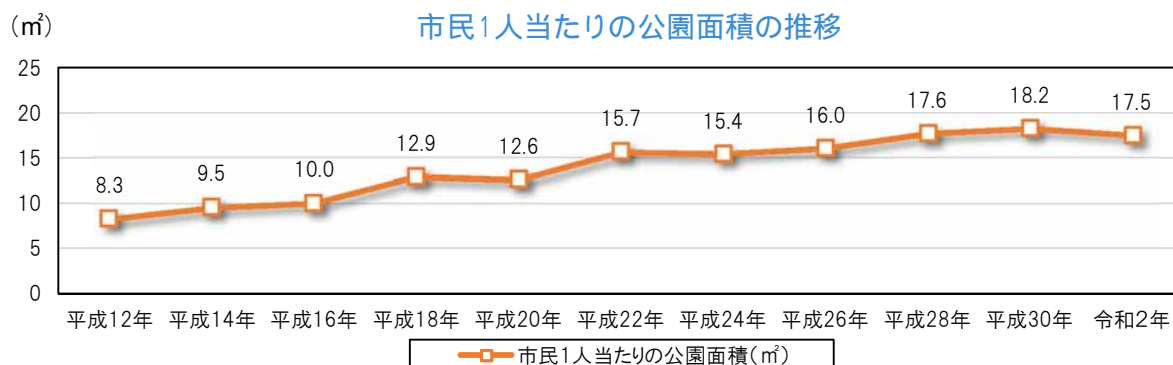
令和2年4月時点

種類	箇所数(箇所)	面積 (ha)
総合公園(県立公園含む)	3	55.44
運動公園	1	5.71
地区公園	5	31.16
近隣公園	14	32.80
街区公園	98	18.80
公園 計	121	143.91
都市緑地	60	37.79
都市緑地 計	60	37.79
都市公園 計	181	181.70
市民1人当たりの公園面積	-	17.5 ㎡

公園面積の推移



市民1人当たりの公園面積の推移



公共施設緑地

道路

本市では、歩行者の安全面や景観への配慮などから主要な道路を中心に街路樹等の植栽が進められ、まちなかの緑の一端を担っています。

学校

市内の小学校や中学校、高等学校、大学の敷地内には、樹木や花壇、芝生のほか、学校や教育内容等に応じて様々な緑地が整備されています。また、市内の学校の多くは、市が指定している避難所となっています。

その他

市役所や公民館等の公共施設では、花壇や緑のカーテン等によって積極的に敷地内の緑化を図っています。

民間施設緑地

市内の商業施設や工場、病院等の民間施設には、花壇や植え込み等の緑地が整備されています。また、ゴルフ場や運動施設等も整備されています。

(4) 地域制緑地

法によるもの

生産緑地地区

市内の18地区、2.6haが、生産緑地に指定されています。

農業振興地域農用地区域

市内の3,102.1haの農地が、農業振興地域農用地区域に指定されています。

地域森林計画対象民有林

市内の2,148haの山林が、地域森林計画対象民有林に指定されています。

河川区域等

市内の925.5haが河川区域等となっています。

県立印旛手賀自然公園

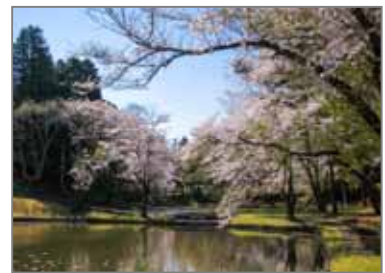
印旛沼や手賀沼周辺を含む2,335.6haが、印旛手賀自然公園に指定されています。



街路樹



学校の花壇



ゴルフ場



農業振興地域農用地区域



印旛水路

序章

緑の基本計画の
基本的事項

第1章

印西市の
緑の現況と課題

第2章

印西市の
緑の将来像と目標

第3章

実現のための
施策の方針

第4章

緑化重点地区・
保全配慮地区の計画

第5章

計画の実現に
向けて

法による地域及び協定・条例等によるもの

緑地協定

平成23年に、スマートハイムシティ印西牧の原地区において緑地協定が締結されました。

緑化協定

一定面積以上の工場、事業所、住宅用地等を対象として、企業・県・市町村の三者による緑化協定を締結しています。

本市が緑化協定を結んでいる件数は年々増えており、令和2年4月時点で、19件の緑化協定が結ばれています。



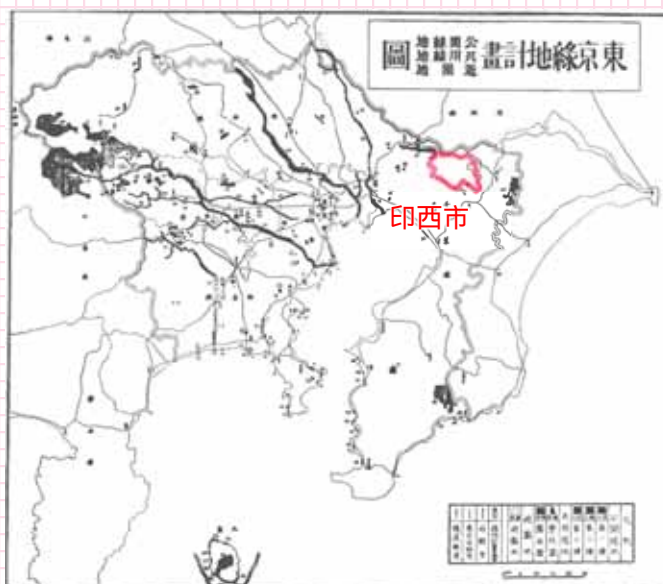
スマートハイムシティ
印西牧の原地区

コラム

東京緑地計画

東京緑地計画とは、昭和14年に東京緑地計画協議会によって作成された日本で最初の体系的な緑地計画です。計画区域は旧東京府を中心として、神奈川県、埼玉県、千葉県にまたがっていました。

印西市も対象区域に含まれ、印旛沼や手賀沼周辺が緑地として示されています。



出典：本文/東京緑地計画作成の理論的背景としての公園および緑地の意味づけに関する研究
図面/東京緑地計画大綱,東京緑地計画協議会 一部加工

3 意向調査結果

緑の基本計画を策定するにあたって市民アンケートを実施し、概要は以下のとおりとなりました。

(1) アンケート調査の実施概要

- 実施対象：市内在住の18歳以上の市民2,000人
- 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：令和元年9月6日～令和元年9月30日
- 回収結果

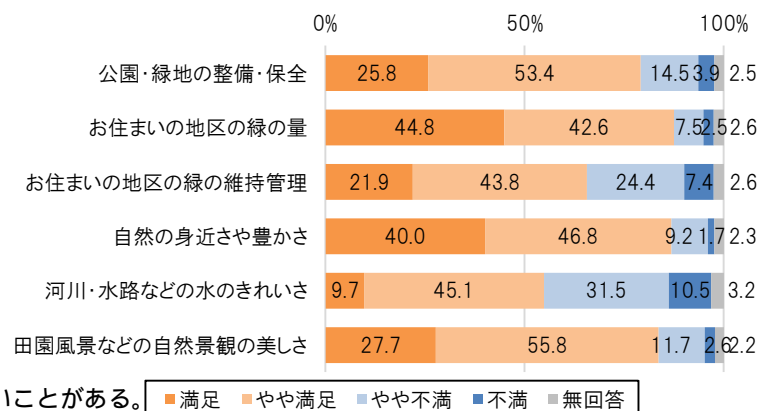
配布数	(a)	2,000	票
回収票数	(b)	772	票
回収率	(b)/(a)	38.6	%
有効回答票数(c)		772	票
有効回答率	(c)/(a)	38.6	%

(2) アンケートの集計結果の概要

緑の量や自然の身近さ、豊かさへの満足度は高い傾向にあります

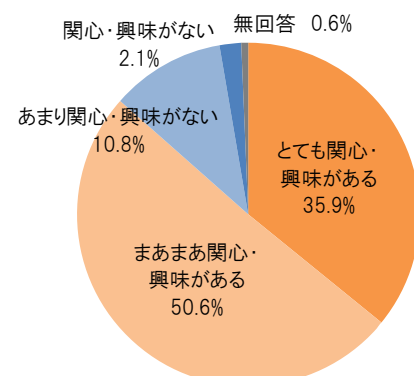
「お住まいの地区の緑の量」や「自然の身近さや豊かさ」に関する満足度は、それぞれ87.4%、86.8%でいずれも高い傾向にあります。また、「河川・水路などの水のきれいさ」に関する満足度は54.8%で他の項目に比べ低い傾向にあります。

四捨五入しているため合計値が合わないことがある。



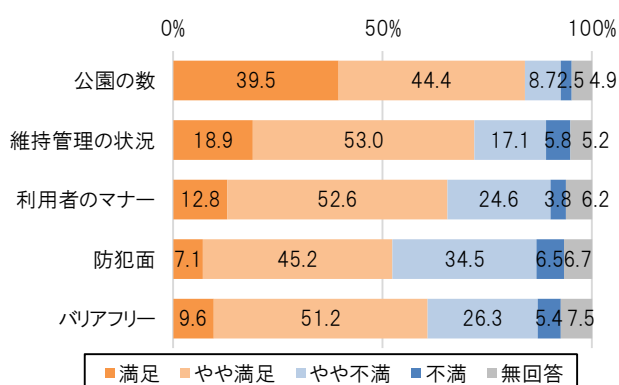
住民の緑のある環境への関心は高い傾向にあります

「緑のある環境」にどの程度関心があるかという問いに対しては「まあまあ関心・興味がある」が50.6%で最も多く、「とても関心・興味がある」の35.9%を加えた回答は86.5%に達します。



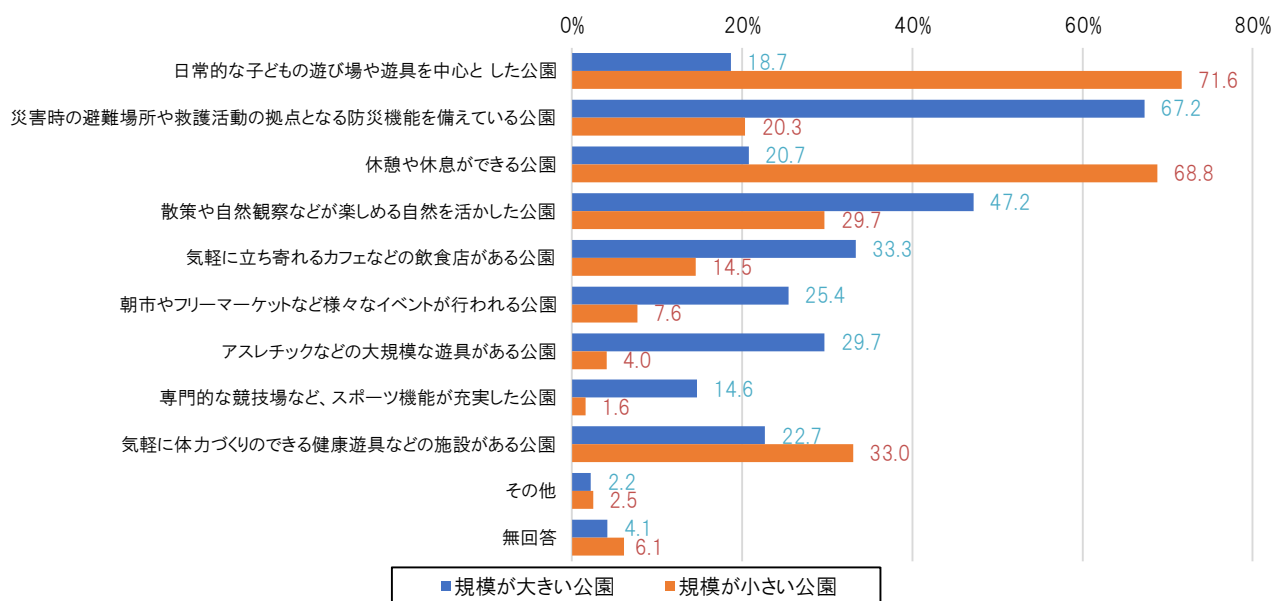
公園の数に対する満足度は高い傾向にあります

市内の公園に対する満足度について、「公園の数」に関する満足度は83.9%と高い傾向にあるものの、「防犯面」に関する満足度は52.3%と他の項目に比べ低い傾向にあります。



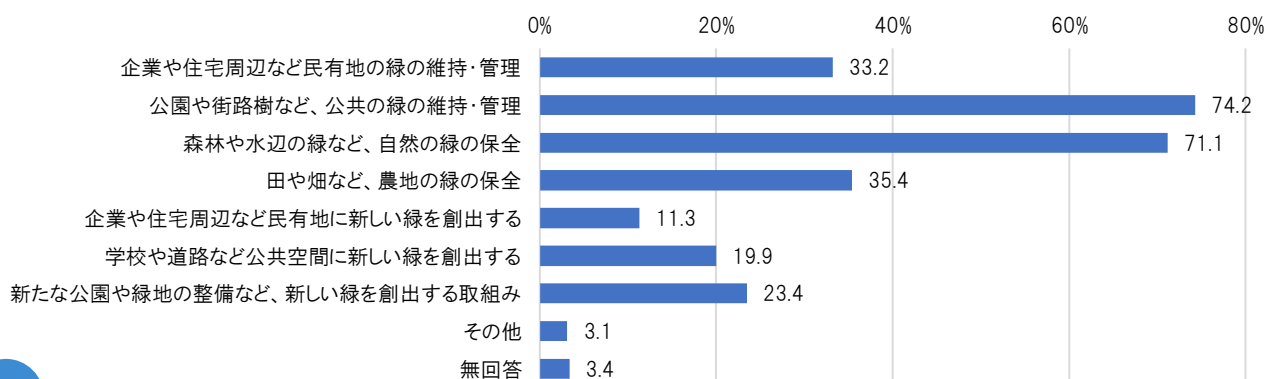
公園の規模によって望む公園の機能は異なります

公園に望む機能について、規模が大きい公園については「防災機能を備える公園」・「散策や自然観察などの楽しめる自然を活かした公園」を望む声が多く、規模が小さい公園については「日常的な子どもの遊び場や遊具を中心とした公園」・「休憩や休息できる公園」を望む声が多くなっています。



緑を守り、増やしていくためには公共の緑の維持管理及び自然の緑の保全が求められています

本市の緑を守り、増やしていくために必要な取組について、「公園や街路樹など、公共の緑の維持・管理」・「森林や水辺の緑など、自然の緑の保全」が必要という意見が多く挙げられています。



4 前計画の進捗状況

前計画(平成12年策定)で定めた「緑地の確保目標水準」について、進捗状況を整理します。

(1) 目標水準の達成状況

緑地の確保目標水準

前計画では、都市公園だけではなく、公共施設緑地や民間施設緑地、法、協定、条例等に基づき保全された緑地の面積の割合を目標としました。

これらの緑地の面積に割合について、市街化区域及び市全域に対する緑地の割合は、ともに目標水準を達成しています。

目標水準と現況の比較

	市街化区域に対する割合			市全域に対する割合		
	印西地区	印旛地区	本埜地区	印西地区	印旛地区	本埜地区
平成12年 策定時実績	161ha・ 11%	76ha・ 28%	-	2,209ha・ 41%	3,141ha・ 68%	-
令和2年 長期目標	230ha・ 15%	26ha・ 10%	-	2,370ha・ 44%	3,126ha・ 67%	-
令和2年 【現況】	244ha・ 16%	97ha・ 36%	15ha・ 11%	2,401ha・ 45%	3,135ha・ 67%	1,587ha・ 67%
令和2年 市内全域 (参考値)	355ha・19%			7,124ha・58%		

四捨五入しているため合計値が合わないことがある。

令和2年【現況】の数値と比較するために、印西地区の「平成12年策定時実績」と「令和2年長期目標」の民間施設緑地及び印旛地区の「平成12年策定時実績」と「令和2年長期目標」の民間施設緑地・河川区域・自然公園の面積を調整しているため、前計画書の数値とは合わない。

印西市：市街化区域面積：1,907ha、都市計画区域面積：12,379ha

うち印西地区：市街化区域面積：1,500ha、都市計画区域面積：5,351ha

印旛地区：市街化区域面積：269ha、都市計画区域面積：4,657ha

本埜地区：市街化区域面積：138ha、都市計画区域面積：2,372ha

対象とする緑

分類		緑地
緑 地	都市公園	都市公園法に基づく総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園、都市緑地
	施設緑地 都市公園以外	公共施設緑地 都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設
		公共施設緑地 公共施設における植栽地等
	民間施設緑地	市が設置した屋外体育施設・広場・市民農園、児童遊園等
		街路樹等の道路の植栽帯、学校の植栽地、その他の公共施設における植栽地等
緑 地	地域制緑地 法による地域	公開空地、ゴルフ場等
		・生産緑地地区(生産緑地法)
		・農業振興地域農用地区域(農業振興地域整備法)
		・地域森林計画対象民有林(森林法)
	法による地域及び協定・条例等によるもの	・河川区域(河川法)等
		・自然公園(自然公園法)
緑 地	法による地域及び協定・条例等によるもの	・緑地協定(都市緑地法)
		・緑化協定(千葉県自然環境保全条例)等

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園及び都市公園に公共施設緑地を含めた緑地の市民一人当たりの面積を目標としました。

どちらも目標水準は達成していませんが、計画策定時より増加しています。

目標水準と現況の比較

	都市公園			都市公園及び公共施設緑地		
	印西地区	印旛地区	本埜地区	印西地区	印旛地区	本埜地区
平成12年 策定時実績	5.1 m ² /人	18.7 m ² /人	10.9 m ² /人	15.8 m ² /人	28.7 m ² /人	-
令和2年 長期目標	24.1 m ² /人	26.8 m ² /人	-	33.7 m ² /人	32.1 m ² /人	-
令和2年 【現況】	16.8 m ² /人	24.3 m ² /人	14.3 m ² /人	25.8 m ² /人	29.2 m ² /人	22.9 m ² /人
令和2年 市内全域 (参考値)	17.5 m ² /人(市内全域)			26.0 m ² /人(市内全域)		

印西地区の「令和2年長期目標」値について、県立北総花の丘公園の公園種別を広域公園から現況の総合公園としたこと等により、前計画書の数値とは合わない。

印西地区の人口：木下地区・大森地区・永治地区・中央駅地区・牧の原地区・船穂地区・小林地区の人口を合算

印旛地区の人口：印旛地区・NT（印旛）地区の人口を合算

本埜地区の人口：本埜地区・NT（本埜）地区の人口を合算

対象とする緑

分類		都市公園	対象の緑
緑地	施設緑地	都市公園	都市公園法に基づく総合公園、運動公園、地区公園、近隣公園、街区公園、都市緑地
		都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ施設	市が設置した屋外体育施設・広場・市民農園、児童遊園 等
		公共施設緑地	市が設置した屋外体育施設・広場・市民農園、児童遊園 等
	民間施設緑地	公共施設以外における緑地 等	街路樹等の道路の植栽帯、学校の植栽地、その他の公共施設における植栽地 等
緑地	地域制緑地	法による地域	公開空地、ゴルフ場 等
			・生産緑地地区（生産緑地法）
			・農業振興地域農用地区域（農業振興地域整備法）
			・地域森林計画対象民有林（森林法）
緑地	法による地域及び協定・条例等によるもの		・河川区域（河川法）等
			・自然公園（自然公園法）
緑地			・緑地協定（都市緑地法）
			・緑化協定（千葉県自然環境保全条例）等

5 緑に関する課題

緑の保全における課題

【農地・山林】

農業従事者の高齢化等に伴う担い手不足により耕作放棄地が増加しており、担い手の確保や農地の適正な利用による耕作放棄地の解消が求められます。

本市の原風景である里山については、谷津田の耕作放棄地が特に増加しており、さらには周辺の斜面林が竹の繁茂により荒廃が拡大するなど、一体としての里山景観も荒廃する状況が各地で生じています。

管理が行き届かない山林が目立ってきていることから、持続的な森林環境保全が求められます。

雨水の調整機能による土砂災害や洪水の発生抑制等のグリーンインフラとしての機能や、緑陰による温暖化防止、生物多様性の確保等、多様な視点からも農地や山林等の維持管理が求められます。

市街化区域内農地の一つである生産緑地については引き続き確保できるような対応が求められます。

農地・山林の保全に関する持続的な取組への理解が醸成され、保全活動への参加者が増えるよう、自然の緑の大切さを普及啓発していく取組等が求められます。

【河川・水辺】

印旛沼・手賀沼等の河川においては、環境基準を満たしていない箇所がみられます。そのため、生活雑排水の河川への流入防止等の対策に加え、河川の水質に関する意識啓発等により、良好な水辺環境の保全が求められます。

【指定文化財】

指定文化財は、周囲の自然環境と歴史的調和によって保全されているため、周辺の緑地・自然環境と一体的な保全が求められます。

【開発】

開発が実施される地区においては、周辺の緑との連続性の確保や緑豊かな街並みの形成に向けて、緑の保全と周辺環境に調和した緑化の推進を誘導していくことが求められます。

【生物多様性】

生物の生息・生育空間は、土地利用の変化等に伴う緑の減少により失われつつあります。生物多様性の観点からも、本市に残る河川や里山等の自然豊かな環境の保全に向けた取組が求められます。

ナガエツルノゲイトウやオオキンケイギク、カミツキガメ等の特定外来生物等の移入増加により在来種の生態系が脅かされています。そのため、外来種の駆除や移入の根絶への適正な対策が求められます。

生物の移動空間ともなるようなエコロジカルネットワークや、緑の回廊と言われる緑の連続性の確保が求められます。

緑の創出における課題**【公園】**

開発行為や土地区画整理事業等に伴い必要とされている都市公園の設置について、エコロジカルネットワークの拠点ともなることから、適正な規模・配置となるよう、計画・誘導していく必要があります。

都市公園は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の利用者が、安全・安心に利用できるよう、施設や植栽を適切に管理する必要があります。

多くの市民に利用され、地域住民等の多様なニーズに対応した地域に欠かせない魅力ある公園としていくため、必要に応じて民間等のノウハウを活用することを検討する必要があります。

施設の老朽化等により、公園の維持管理費の負担が増加しているため、効率的な整備や維持管理を検討していく必要があります。

【道路】

都市の景観の向上や道路環境の保全、歩行者等へ日陰を提供するために、街路樹等の植栽帯を適切に管理する必要があります。

【公共・民間施設】

公共施設は、市民生活に欠かせない施設であるとともに、市内の緑化を推進する上で核となる施設であることから、積極的な緑化により緑と調和した空間づくりが必要です。

商・工業施設等の民間施設は、市民生活の利便性の向上と合わせて、暮らしに潤いを与える施設ともなるよう、敷地内の緑化や緑に囲まれた空間づくりが求められます。

既存の緑が形成する市内のエコロジカルネットワークの維持に向け、市街地の緑と郊外の緑の質の向上と連続性が確保できるよう、公共・民間施設等の緑化への協力が必要です。

【景観】

印旛沼や手賀沼等の水辺や谷津田、樹林地等の里山、広大な田園風景、千葉ニュータウン等の新しい市街地、歴史の面影が残る木下等の市街地や歴史文化財等、市民の暮らしと調和した印西らしさがみられる景観の形成に向けて、適正な土地利用の誘導や、市・市民・事業者が協力、連携して良好な景観の形成に取り組む必要があります。

緑の担い手の育成における課題

【公園・道路】

地域の方が愛着の持てる公園や道路となるよう、行政と市民との協働による清掃や花壇づくりを進める必要があります。

【市民活動】

緑豊かなまちづくりの実現に向け、市民や事業者等が緑化活動に参加しやすい環境を形成するとともに、継続的な活動となるよう、活動に関わる個人・団体の育成、支援が必要です。



コラム

持続可能な開発目標 SDGs

平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年を期限とする国際社会全体の開発目標であり、英語の「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。

MDGsにおける未達成の課題の解決や、社会情勢の変化への対応、途上国だけでなく先進国を含む全ての国が行動し「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するため、17のゴール（目標）・169のターゲット（取組）から構成されています。



出典：コンサベーション・インターナショナル・ジャパン

本計画においては17のゴール（目標）の内、特に以下のゴールの達成に向けて取り組んでいます。



目標 11 持続可能な都市

包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 13 気候変動

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

目標 15 陸上資源

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



出典：持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組/外務省

第2章 印西市の緑の将来像と目標

1 基本理念

本市では、利根川沿いに水運が盛んであった江戸時代から形成されてきた市街地のほか、台地に千葉ニュータウンをはじめとした新しい市街地が形成されてきました。こうした市街地には、都市公園や街路樹等のまちづくりを通じて保全・創出された身近な緑が、市民の憩いの場として利用されています。また、市街地の周辺には、斜面林や谷津田等の本市を代表する里山景観が形成されているほか、利根川や印旛沼等の水辺を中心に広大な田園景観が広がるなど、多様な彩りある緑が存在しています。

しかし、近年では担い手不足等による耕作放棄地の増加、生活スタイルの変化や不法投棄等による樹林地の荒廃、河川の水質悪化、外来種の移入等により、自然の緑の質の低下が懸念されています。

また、都市公園においては、1人当たりの都市公園面積が千葉県平均の約2.7倍であり、都市公園の量は着実に増えていますが、開園後十数年を経過した公園が増加し公園施設の老朽化が懸念されるほか、利用率の増加や多様なニーズへの対応が求められています。

なお、国では、2020年から次期生物多様性国家戦略策定に向けた検討が開始され、地方公共団体においても多様な生物の生息・生育環境を維持・確保する生物多様性が求められているほか、自然環境が有する機能を一般社会が抱える課題の解決に活用するグリーンインフラへの取組、国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)への取組等、新たな視点や取組が進められています。

これらのことから、樹木や草花等の多種多様な彩り豊かな緑を中心とした豊富な自然環境と共生する暮らしや景観を大切な財産として将来へ引き継ぎつつ、都市環境との調和を図っていく必要があります。

「印西市緑の基本計画」では、市民の暮らしに潤いや安らぎを与える生活環境づくりに向け、計画的に緑を保全・創出・活用していくための施策をとりまとめます。そして、本計画の推進、施策の取組を通じて、市・市民・事業者といった緑に関わる全ての人が、協力して緑豊かなまちづくりを目指します。

2 緑の将来像

「印西市総合計画」で定められた本市が目指すまちの将来都市像である『住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで』の実現に向けて、基本理念を踏まえた緑の将来像を以下のとおりとします。

【印西市が目指す緑の将来像】

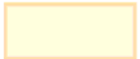
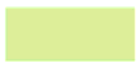


みどりを守り育む 彩りあるまち いんざい

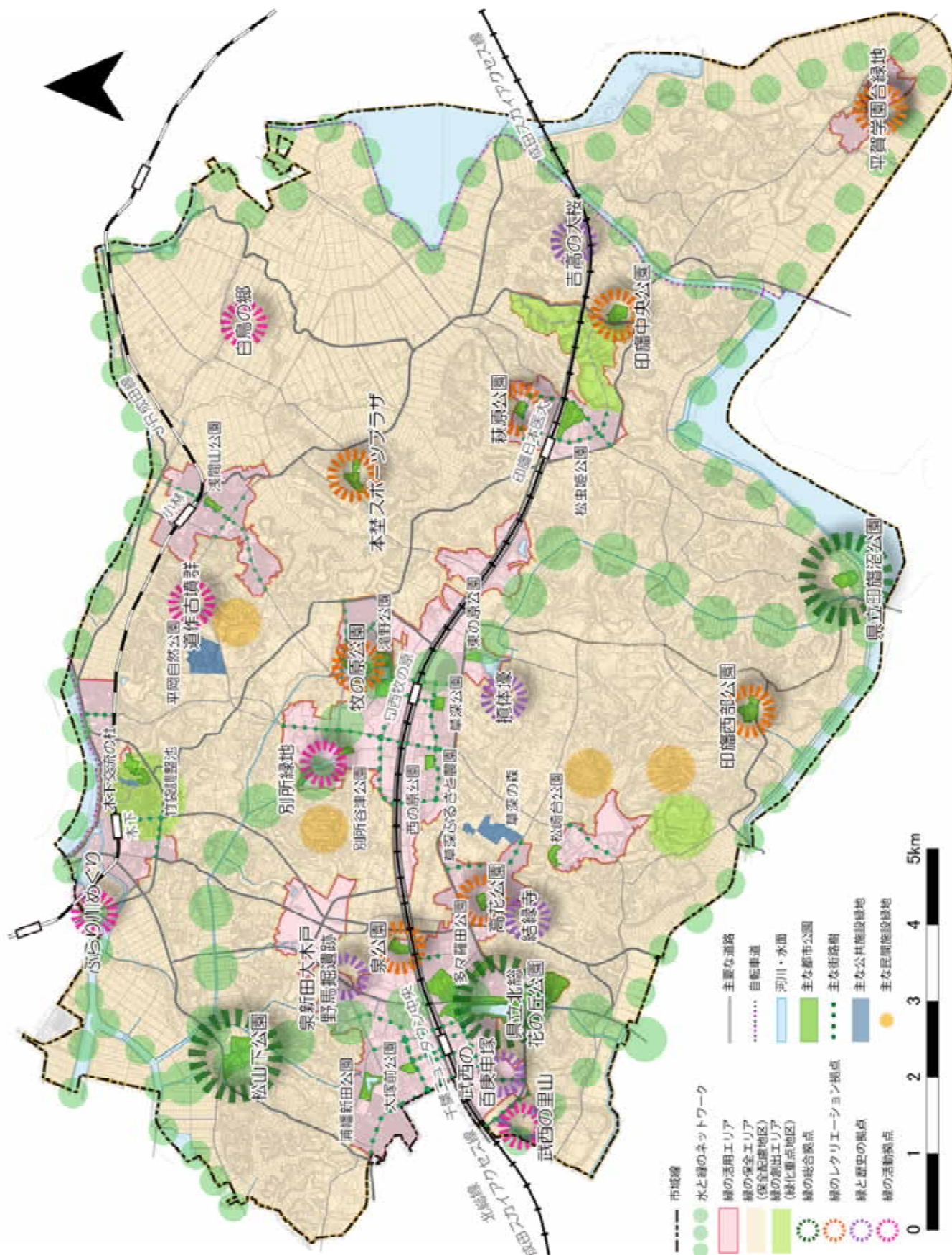


3 緑の配置方針

緑の将来像の実現に向けて、市内の緑を保全するとともに、緑豊かな都市環境を形成し、それらの連続性を図るという観点から緑の配置方針を設定します。

名称	凡例	配置の方針
水と緑のネットワーク		本市の良好な樹林地や農地、水辺の環境、市街地の公園や街路樹等によって緑の連続性が確保されており、今後も保全・活用が求められる軸を、水と緑のネットワーク(エコロジカルネットワーク)として位置づけます。
緑の活用エリア		都市公園や街路樹等の緑が計画的に創出されている市街化区域について、今ある緑の機能を最大限生かすため、適正な維持管理や活用を行うことで、にぎわいの創出や都市環境の保全を行う緑の活用エリアとして位置づけます。
緑の保全エリア (保全配慮地区)		市街化調整区域は、樹林地や農地等から形成される里山が多く残り、良好な自然環境を形成していることから、これらの環境を引き続き保全していく緑の保全エリアとして位置づけます。
緑の創出エリア (緑化重点地区)		木下駅南口地区と次期中間処理施設建設予定地周辺地区、印旛中央地区は、施設等の整備と合わせて計画的な緑の形成・創出を推進する、緑の創出エリアとして位置づけます。
緑の総合拠点		総合公園である北総花の丘公園・印旛沼公園・松山下公園は、本市を代表する緑として市民に親しまれる場であることから、これらを緑の総合拠点として位置づけます。
緑のレクリエーション拠点		本埜スポーツプラザや牧の原公園、平賀学園台緑地等の公園施設は、レクリエーションの場として市民に活用されています。これらの施設を緑のレクリエーション拠点として位置づけます。
緑と歴史の拠点		泉新田大木戸野馬堀遺跡や掩体壕等の市内の文化財と一体となった緑は、貴重な歴史を継承する環境を形成しています。本市の歴史を周辺の緑と一体的に継承していくため、緑と歴史の拠点として位置づけます。
緑の活動拠点		武西の里山や道作古墳群、白鳥の郷、別所谷津公園等の緑は、市民団体による環境保全・観察等の活動の場であり、良好な自然環境が形成されています。今後も引き続き緑の保全等の活動が発展するよう緑の活動拠点として位置づけます。

緑の将来像図



序章	緑の基本計画の基本的事項
第1章	印西市の緑の現況と課題
第2章	印西市の緑の将来像と目標
第3章	実現のための施策の方針
第4章	緑化重点地区・保全配慮地区の計画
第5章	計画の実現に向けて

4 基本方針

本計画の基本理念を踏まえ、緑の将来像である「みどりを守り育む 彩りあるまち いんざい」を実現するため、緑のまちづくりに向けた方向性を示す基本方針を以下のとおり設定します。

これらの基本方針は、緑のまちづくりの基本となるものであり、これに基づいて、グリーンインフラの一つである緑が持つ多様な機能に配慮しつつ、様々な施策を展開していきます。

基本方針1 豊かな自然環境と美しい風景を形成する緑を守る

守る

本市は、樹林地や谷津田、集落等によって自然豊かな里山が形成されているほか、広大な田園風景や、印旛沼や手賀沼、利根川等の河川により潤いのある水辺空間が形成されています。また、文化財指定地では、代々受け継がれてきた歴史環境をみることができます。こうした環境は、多様な生物が息づく場であるとともに、市民にとってふるさとを感じることができる原風景がつけられてきました。これらの緑は、本市固有の環境であり、ふるさとの風景でもあるため、今後も良好な状態で保全していきます。

基本方針2 快適な暮らしを支える、まちなかの緑をつくり育てる

つくり
育てる

市内には、千葉ニュータウンをはじめ、木下駅や小林駅を中心に市街地が形成され、快適な市民生活の実現に向けて、都市公園や街路樹等のまちなかの緑が計画的に配置されています。また、公共施設や民間施設では敷地内への緑化が進んでいるほか、住宅の庭先にも植栽をみることができます。

こうした、連続性のある緑に囲まれた魅力あるまちづくりとともに、市民が安全・安心に暮らせるよう緑の適正な管理に配慮するなど、まちなかに快適さを感じられる良好な緑空間をつくり育てていきます。

基本方針3 緑を守り育てる仲間を増やす

仲間を
増やす

市内の良好な緑の環境は、適正に管理されることで次の世代に継承されていきます。一方で、少子高齢化が進む中で、良好な緑を守り育てる担い手の確保が難しい状況です。現在の良好な緑の環境を維持し、継承していくため、緑を通じた環境学習や自然観察、情報発信等を通じて緑への意識や興味を深めてもらうとともに、緑を身近に感じてもらうほか、緑化活動への支援を通じて、緑を守り育てる担い手となる仲間を増やしていきます。

5 計画のフレーム

(1) 計画フレームの考え方

計画を策定・推進するにあたり、計画対象区域と将来人口フレームを設定します。

なお、将来人口フレームでは、計画の目標年次を令和22年度として、「印西市総合計画」と整合を図り、次のように設定します。

計画対象区域

計画対象区域は、印西市の全域、面積123.79km²とします。

将来人口フレーム

人口の推計は以下のとおり設定します。

■ 将来人口フレーム

	令和2年度 現況	令和12年度 中間年次	令和22年度 目標年次
人口	105,332 人	109,300 人	103,400 人

将来人口フレームの人口は各年10月1日時点。

出典：印西市総合計画

6 計画の目標

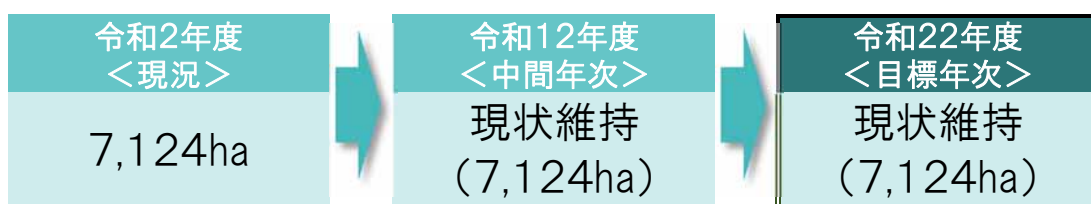
緑の将来像の実現に向けて、本計画の目標年次である令和22年度までに、以下の3つの目標を設定します。

目標1 緑地面積の確保

【目標設定の考え方】

本市には多くの緑地があるものの、農地や山林の荒廃や不法投棄、宅地等への転用により、緑地の量・質ともに低下する傾向にあります。そこで、緑地の保全・活用に向けた様々な取組により、令和2年度と同量の緑地面積の確保を目指します。

《市全域の緑地の量》



【目標値の考え方】

今までの推移から推計される緑地の量は、今後も減少傾向にありますが、様々な取組により減少を抑制し、また、新たな緑地の創出で減少分を補うことにより、緑地の総量として現状維持とすることを目指します。

目標2 緑に対する満足度の向上

【目標設定の考え方】

市民による市内の緑に対する満足度は76%と高い状態になっていますが、今後、緑の量や質、維持管理状況等の向上により、意向調査結果における市民の緑に対する満足度を高めます。

《市民の緑に対する満足度》

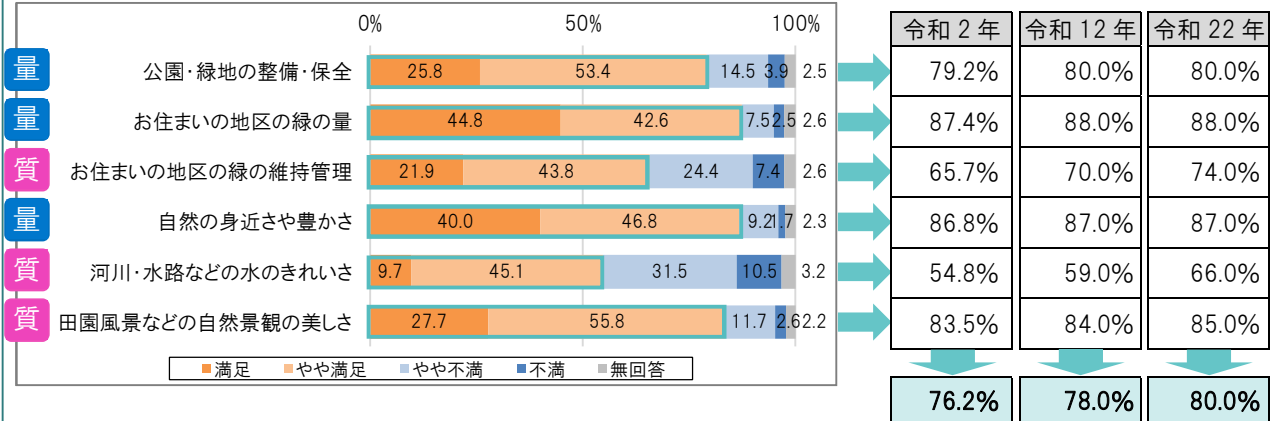


【目標値の考え方】

市民意向調査では、市内の緑の量や質に対し市民は概ね満足している結果となりました。緑の量については、目標1で現状維持を目指すとして設定しましたが、目標2では緑の量・質ともに満足してもらえることを目標とし、市民の緑に対する満足度を更に高めていくことを目指して目標値を設定しました。

市民の緑に対する満足度の現況値の抽出方法

市民の緑に対する満足度の現況値は、令和元年9月に実施した、「印西市都市マスタープラン」及び「印西市緑の基本計画」策定に向けたアンケート調査において、「公園・緑地の整備・保全」、「お住まいの地区の緑の量」、「お住まいの地区の緑の維持管理」、「自然の身近さや豊かさ」、「河川・水路などの水のきれいさ」、「田園風景などの自然景観の美しさ」の満足・やや満足の合計の平均値としました。



目標3 市民との協働の推進

【目標設定の考え方】

少子高齢化の進行により、緑の担い手が減少していく中で、市民との協働による緑の保全・緑化活動の推進に向け、緑に関わる活動を担う市民活動団体について、その団体数の増加を目指します。

《緑の保全・緑化に取り組む市民活動団体数》



対象となる団体数は、公園や道路の美化活動団体、里山保全活動団体等を対象とします。

【目標値の考え方】

市内の緑の維持管理活動は、個人で取り組む以外に、活動団体を組織し、又は参加することで取り組むこともできます。団体での活動とすることで継続性や、緑に関する知識、技術の習得・蓄積が期待できます。

そのため、協働の主体となり得る活動団体について、現在の50団体から令和22年度には60団体とすることを目標値として設定しました。

なお、策定年次から中間年次にかけては、市内の人口は増加すると推計されているため、団体数の増加を目標としていますが、中間年次から目標年次にかけては市内の人口は減少すると推計されていることから、団体数の維持を目標とし、中間年次と目標年次は同じ団体数を目標値として設定しました。

コラム

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

グリーンインフラの特徴と意義として、施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」、自然環境の変化等により新たな機能が発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」又は「育てる」インフラ）」といった3つの点が挙げられます。

【国内でのグリーンインフラの取組】

我が国においては、都市化の状況を踏まえた緑地保全・緑化政策、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川環境を保全・創出する「多自然川づくり」等の取組を推進してきました。

このような経緯の上、グリーンインフラについて、国土形成計画や社会資本整備重点計画等に「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生育・生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進する」と位置づけられていますが、現時点では一部の個別事業での先進的な取組にとどまっています。

<グリーンインフラの取組事例>

自然環境と調和した
オフィス空間等の形成



大手町の森(東京都千代田区)

気候変動への対応



神奈川県横浜市



持続可能な国土利用・管理



三重県多気町

未利用地のグリーンインフラとしての活用



出典：グリーンインフラ推進戦略の概要（令和元年）/国土交通省
グリーンインフラの事例（令和元年）/国土交通省

第3章 実現のための施策の方針

1 施策の体系

本計画は、3つの基本方針と12の基本施策、31の個別施策で構成しています。
緑の将来像の実現に向け、31の個別施策に取り組んでいきます。

【緑の将来像】

みどりを守り育む

彩りあるまち

いんざい

(1) 豊かな自然環境と美しい風景を形成する緑を守る

守る

1-1	樹林地を守る	樹林地の維持管理の仕組みの充実
		巨樹・古木の保全
		樹林地の保全
1-2	農地を守る	優良農地の保全
		生産緑地の保全
		耕作放棄地の発生防止・解消・活用
1-3	水辺環境を守る	地産地消の振興
		水辺環境の保全
		健全な水循環の保全
1-4	歴史的な緑を守る	河川の水質改善
1-5	生物多様性の環境を守る	文化財指定地の環境の保全
1-6	緑ある景観を守る	生物の生息・生育空間の保全
		緑あふれる景観の保全

(2) 快適な暮らしを支える、まちなかの緑をつくり育てる

つくり
育てる

2-1	公園の緑をつくる	新たな公園の整備
		都市公園の適切な維持管理の実施
		公園の質の向上
2-2	水辺空間をつくる	防災機能を持つ都市公園の適正管理
2-3	まちなかの緑をつくる	親水性の高い場の創出
		公共施設の緑化
		民間施設の緑化
		市街地の道路の緑化
		住宅地の緑化
		花と緑の美しいまちづくりの推進

(3) 緑を守り育てる仲間を増やす

仲間を
増やす

3-1	活動組織を育てる	緑地保全・緑化推進団体の育成
		農業の担い手の育成
3-2	推進体制をつくる	自然環境の活用
		市民参加による管理運営の推進
		市民による樹林地の保全・活用制度の創設
3-3	緑を普及・啓発する	学校での環境教育・学習の推進
		協働による里山の調査・保全
		緑に関する情報発信

序章

緑の基本計画の 基本的事項

第1章

印西市の 緑の現況と課題

第2章

印西市の 緑の将来像と目標

第3章

実現のための 施策の方針

第4章

緑化重点地区・ 保全配慮地区の計画

第5章

計画の実現に 向けて

2 施策の方針

基本方針1 豊かな自然環境と美しい風景を形成する緑を守る

市内でみられる多様な緑は、量はもとより質の面からも維持管理されることで、適正な状態を維持することができます。そのため、里山や広大な農地等、本市を代表する自然系の緑の保全に関する施策を設定・推進することで、市内の緑を守っていきます。

守る

基本施策1-1 樹林地を守る

樹林地の維持管理の仕組みの充実

地域森林計画対象民有林の所有権の調査や、森林環境譲与税を活用した維持管理の仕組み等を構築していきます。



樹林地

巨樹・古木の保全

地域のランドマークやシンボルとなる巨樹・古木等の独立樹は、歴史的な背景を含め、自然景観の資源として保全・活用を促進するとともに、良好な景観の形成を図ります。



吉高の大桜

樹林地の保全

里山や谷津を形成する優良な樹林地を保全するため、今後も千葉県が指定する「地域森林計画対象民有林」の区域の適切な管理を支援していきます。また、印旛中央地区等、開発により既存の緑の減少が予測される場合、開発後もできる限り樹林地を保全できるよう働きかけていきます。

基本施策 1 - 2 農地を守る

優良農地の保全

農用地区域内の農地は、農用地区域の指定を継続するとともに、今後も意欲ある担い手への利用集積を促進するなど農業振興を図っていきます。



優良な農地

生産緑地の保全

生産緑地地区に指定された農地については、良好な都市環境の形成のため保全に努めるとともに、特定生産緑地への移行については、地権者の意向を確認しながら適切に対応します。

耕作放棄地の発生防止・解消・活用

耕作放棄地の発生防止対策として、耕作を続けていけず農地管理が難しい方には、農地を貸したい方と借りたい方をつなぐ農地中間管理事業等による支援や、補助金を活用した耕作放棄地の再生事業の活用を促進します。

地産地消の振興

地産地消の振興において、その拠点となる直売所の振興を図るとともに、学校給食や市内飲食店等での地元農産物の使用を促進するなど、市民の農業への理解醸成に向けて、市民農園の開園や、稲刈り・収穫等の農業体験の活動支援を行います。



草深ふるさと農園

基本施策 1 - 3 水辺環境を守る

水辺環境の保全

自然環境や周辺の景観と調和した水辺空間の形成や、多様な自然が保たれる工法を用いた河川等の整備を関係機関に要請するとともに、市民参加による調査や清掃活動により良好な水辺環境の維持に努めます。



師戸川

健全な水循環の保全

台地での降雨の適正な水循環等を図っていくため、雨水浸透枡等の設置普及を進めるとともに、工場・事業所等からの排水処理方法や地下水の適切な利用について、指導を行います。

また、湧水ポイントを把握するとともに、有効な保全策を検討します。

河川の水質改善

河川等の公共用水域の水質汚濁を防止するため、県や周辺市町と連携して水質汚濁防止対策を進めるとともに、公共下水道の整備を進めます。また、公共下水道が整備されていない地区における合併処理浄化槽の普及促進や、適正管理の啓発を行います。

基本施策 1 - 4 歴史的な緑を守る

文化財指定地の環境の保全

木下貝層、泉新田大木戸野馬堀遺跡、道作古墳群歴史広場等の文化財と一体となった緑地は、貴重な歴史環境とともに継承されていることから、引き続き保全していきます。



道作古墳群歴史広場

基本施策 1 - 5 生物多様性の環境を守る

生物の生息・生育空間の保全

谷津や樹林地、河川等の緑は、野鳥をはじめ魚類や昆虫、水生植物等の多様な生物の生息・生育の空間となることから、生物多様性の維持に向け、自然環境調査の実施や外来種の駆除等により、環境を保全していきます。



外来種の駆除

基本施策 1 - 6 緑ある景観を守る

緑あふれる景観の保全

谷津田、斜面林、ため池、集落等が一体となった本市の原風景である里山や、広大な田園等の緑あふれる景観を保全していきます。



里山の景観

基本方針2．快適な暮らしを支える、まちなかの緑をつくり育てる

市街地において快適な生活環境づくりが求められる中で、都市公園や街路樹等の緑の創出が求められます。そのため、市・市民・事業者が協力して緑の創出・維持管理に関する施策を設定・推進することで、まちなかの緑をつくり育てていきます。

つくり
育てる

基本施策2-1 公園の緑をつくる

新たな公園の整備

開発行為や土地区画整理事業を行う際は、適正な規模・配置を踏まえた公園の整備を計画・誘導します。

都市公園の適切な維持管理の実施

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の利用者が安全・安心に利用できる公園とするため、園内のバリアフリー化をはじめ、「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具や建築物等公園施設の計画的な改修・更新を行うほか、園内の植栽を適正に管理します。



木下交流の杜公園

公園の質の向上

利用者のニーズに応えた魅力ある公園づくりを目指し、指定管理者制度や Park-PFI の活用等による民間活力の導入を検討するなど、運営体制の構築と、公園の質及び運営水準の向上を目指します。



松山下公園

防災機能を持つ都市公園の適正管理

市内には、県の広域防災拠点やヘリコプター臨時離発着場適地、広域避難場所及び一時避難場所（指定緊急避難場所）等、防災拠点に位置づけられている都市公園があります。こうした都市公園については、防災機能を確保するため、適正に管理します。



牧の原公園

基本施策 2 - 2 水辺空間をつくる

親水性の高い場の創出

水辺に囲まれた本市の環境特性を生かし、市民が日常から水辺や緑に親しめるよう、水辺周辺のサイクリングコース等、親水性の高い緑のネットワークづくりを検討します。



佐原我孫子自転車道線

基本施策 2 - 3 まちなかの緑をつくる

公共施設の緑化

市庁舎等の公共施設は、市民の利用や交流に欠かせない施設であるとともに、緑化推進を図る上で核となる施設であることから、施設と緑が調和した空間づくりを行います。



印西市役所

民間施設の緑化

商業施設等の民間施設は、暮らしに潤いを与えるよう施設の緑化や、周辺緑地との連続性の確保等の緑化を要請します。

また、一定規模以上の工場や事業所については、事業者に対して緑化協定に基づいた緑の創出を要請します。



民間施設の緑化

市街地の道路の緑化

まちなかの良好な緑陰空間や都市景観の形成に向けて、市街地における市道の新設にあたっては、植栽帯の整備に努めます。

また、街路樹等植栽帯の適切な管理を行います。



千葉ニュータウンの街路樹

住宅地の緑化

緑豊かな住宅地の形成に向けて、地区計画や緑地協定等により、住宅地の緑化の促進に努めます。



スマートハイムシティ
印西牧の原地区

花と緑の美しいまちづくりの推進

z 市の花コスモスのほか、在来植物等の花による美しいまちづくりや、省エネルギーや地球温暖化への取組であるグリーンカーテンを推進することで、市民とともに良好な環境と景観の形成を図ります。



グリーンカーテン

基本方針 3 . 緑を守り育てる仲間を増やす

緑の保全や緑化を推進するためには、市民の参加と協力が不可欠ですが、高齢化等により、緑の担い手が減少する傾向があります。そのため、花や緑の情報発信等を通じて普及・啓発するとともに、緑の保全・緑化活動への支援を行うことで参加する仲間を増やしていきます。

仲間を
増やす

基本施策 3 - 1 活動組織を育てる

緑地保全・緑化推進団体の育成

緑地保全・緑化推進団体の担い手の育成については、団体に蓄積している技術や情報を共有すること等により育成につなげます。

また、担い手になり得る市民の緑化スキルや管理技術の習得のため、技能講習等の実施の検討や、緑化意欲の向上を図るため、緑化活動に貢献した個人や団体に対して、印西市表彰規則に基づいた緑化活動等市政功労者の表彰を実施します。

農業の担い手の育成

農業の担い手不足を解消するため、新規就農者へ支援を行います。

基本施策 3 - 2 推進体制をつくる

自然環境の活用

市民が市内の自然や生物に親しめるよう、谷津や樹林地、河川等の緑の環境の中で、野鳥観察や植物観察、昆虫観察等の自然観察ができる機会づくりを促進します。



生きもの観察会

市民参加による管理運営の推進

道路や都市公園における植栽の手入れや花壇づくり等、美化活動への市民参加を促すとともに、管理活動の定着に向けて市民主体の管理運営づくりを推進します。



市民参加による花壇

市民による樹林地の保全・活用制度の創設

良好な都市環境の形成と、本市特有の里山の自然と景観を守り育てるため、巨樹や谷津、樹林地を市民の手により保全・活用できる制度づくりを検討します。また、樹林地の保全に向けて、維持管理への助成制度づくりを検討します。



斜面林の手入れ

基本施策 3 - 3 緑を普及・啓発する

学校での環境教育・学習の推進

緑への興味や関心を深めてもらうとともに、将来の緑化の担い手の育成に向け、市内の学校と連携し、自然環境の観察会や勉強会等を実施します。



里山授業

協働による里山の調査・保全

自然環境の実態を調査し、市民に身近な生物への理解と関心を深めてもらうため、協働による環境調査や自然観察、保全活動の推進とともに、活動を通じた里山の保全につながる取組に努めます。

緑に関する情報発信

市民の緑への関心を高めるため、市ホームページや広報誌、パンフレット、散策マップ等を活用して、市内の開花情報や紅葉情報、観察会の開催等、緑に関する情報発信を行います。



印西自転車散歩マップ

序章

緑の基本計画の
基本的事項

第1章

印西市の
緑の現況と課題

第2章

印西市の
緑の将来像と目標

第3章

実現のための
施策の方針

第4章

緑化重点地区・
保全配慮地区の計画

第5章

計画の実現に
向けて

3 都市公園の整備・管理方針

(1) 整備の方針

- 現在、検討が進められている印旛中央土地区画整理事業で計画される公園については、施行主体である組合等と適正な役割分担のもと、地域住民の安らぎの場となるよう多様なニーズを踏まえた整備を図ります。
また、地区縁辺の斜面林は、地区外の緑との連続性確保のため、緑地として保全していきます。
- 開発行為による公園の設置については、適正な規模・配置となるよう計画・誘導していきます。

(2) 管理の方針

- 遊具や建築物等の公園施設については、定期的な点検を実施し、安全性の確保や機能の維持を図りつつ、「公園施設長寿命化計画」に基づき、管理費の縮減や平準化を図るため、計画的な改修・更新を行い、適正に管理していきます。
- 樹木については、公園利用者への緑陰の確保や良好な景観形成を図るとともに、防犯面や交通安全を考慮した見通しの確保や大径木化、老木・腐朽木の状況把握等を行い、適正に管理していきます。
- 大規模な公園の管理については、多様な利用者ニーズへの対応や効率化を図るため、指定管理者制度等の民間活力の導入を検討します。
- 公園の再整備を検討する際は、地域住民のニーズの把握に努め、計画に取り入れていきます。



本埜スポーツプラザ



松山下公園

第4章 緑化重点地区・保全配慮地区の計画

1 緑化重点地区の指定

(1) 緑化重点地区の概要

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項第8号に「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」と規定されており、緑化の方向性や手法等についてのプランを定め、緑化を重点的に推進することにより、緑の基本計画が目指す将来像をモデル的に具現化し、都市全体への波及を図ることを目的としています。

(2) 指定の考え方

本市では、今後も市内において、緑の保全、創出、活用に積極的に取り組んでいくことを目指し、緑の配置方針で緑の創出エリアに設定した以下の地区を「緑化重点地区」として位置づけていきます。

木下駅南口地区

【地区特性】

公共施設の集約化等を基本として、木下駅圏のにぎわいの創出や利便性の向上を目指すための施設整備用地として市が確保した土地や、木下万葉公園・木下交流の杜公園・木下交流の杜広場・竹袋調整池等の緑が近接している地区です。

【緑化の方向性】

当地区は、前計画においても木下駅南地区として緑化重点地区としており、公園や街路樹が整備されているほか、国の天然記念物である木下貝層を活用した木下万葉公園や印旛高校跡地を活用した木下交流の杜、国道356号バイパス南側の竹袋調整池等、多様な緑化を図ってきました。本計画ではこれらに加え、木下駅から印西市役所にかけて、市民や本市への来訪者が訪れることが想定されることから、利用しやすい施設を配置しつつ、人々が集い、憩い、交流できる場となるよう、多様な緑による緑化を推進します。

次期中間処理施設建設予定地周辺地区

【地区特性】

印西クリーンセンターの老朽化に伴い、印西地区環境整備事業組合（印西市・白井市・栄町で構成）において、各構成市町の住民の生活に欠かせない一般廃棄物の中間処理施設として整備が計画されており、隣接して排熱エネルギーを活用する地域振興施設の整備が計画されている地区です。

【緑化の方向性】

次期中間処理施設に併せて地域振興施設の展開も計画されていることから、両施設の内、特に一般の方々が利用するゾーンには、緑化を要請するとともに、縁辺の斜面林はできる限り保全することで、地区外との緑の連続性を確保するよう要請していきます。

印旛中央地区

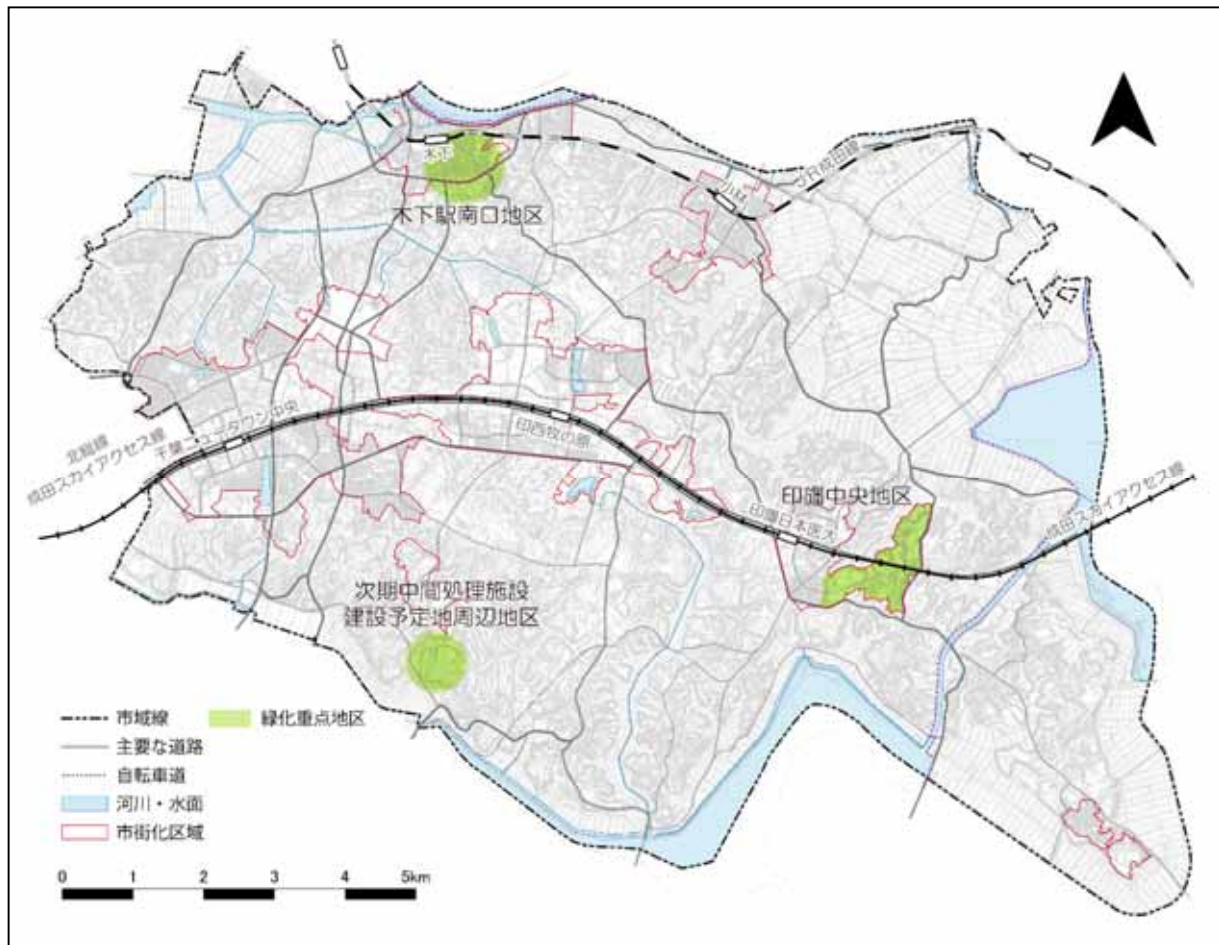
【地区特性】

千葉ニュータウンに隣接し、北千葉道路により東京方面や成田国際空港に近接する立地条件等を生かし、産業・業務機能と居住環境が集積・調和した市街地形成を目指し、現在、組合施行土地区画整理事業による事業化の検討が進められている地区です。

【緑化の方向性】

都市公園や街路樹等の植栽により、良好なまちなみ景観の形成を図るとともに、既存地形を生かした整備や地区縁辺の斜面林や台地の緑をできる限り保全することで、グリーンインフラの活用や、斜面林と一体的に保全を図る台地の緑や谷津、水辺・湿地等、地区外との緑の連続性を確保し、緑豊かな市街地環境を形成します。

また、民間施設については、地区外の緑との連続性や、自然と調和する施設となるよう要請していきます。



緑化重点地区位置図

序章

緑の基本計画の
基本的事項

第1章

印西市の
緑の現況と課題

第2章

印西市の
緑の将来像と目標

第3章

実現のための
施策の方針

第4章

緑化重点地区・
保全配慮地区の計画

第5章

計画の実現に
向けて

2 保全配慮地区の指定

(1) 保全配慮地区の概要

保全配慮地区とは、都市緑地法第4条第2項第6号に「緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」と規定されています。

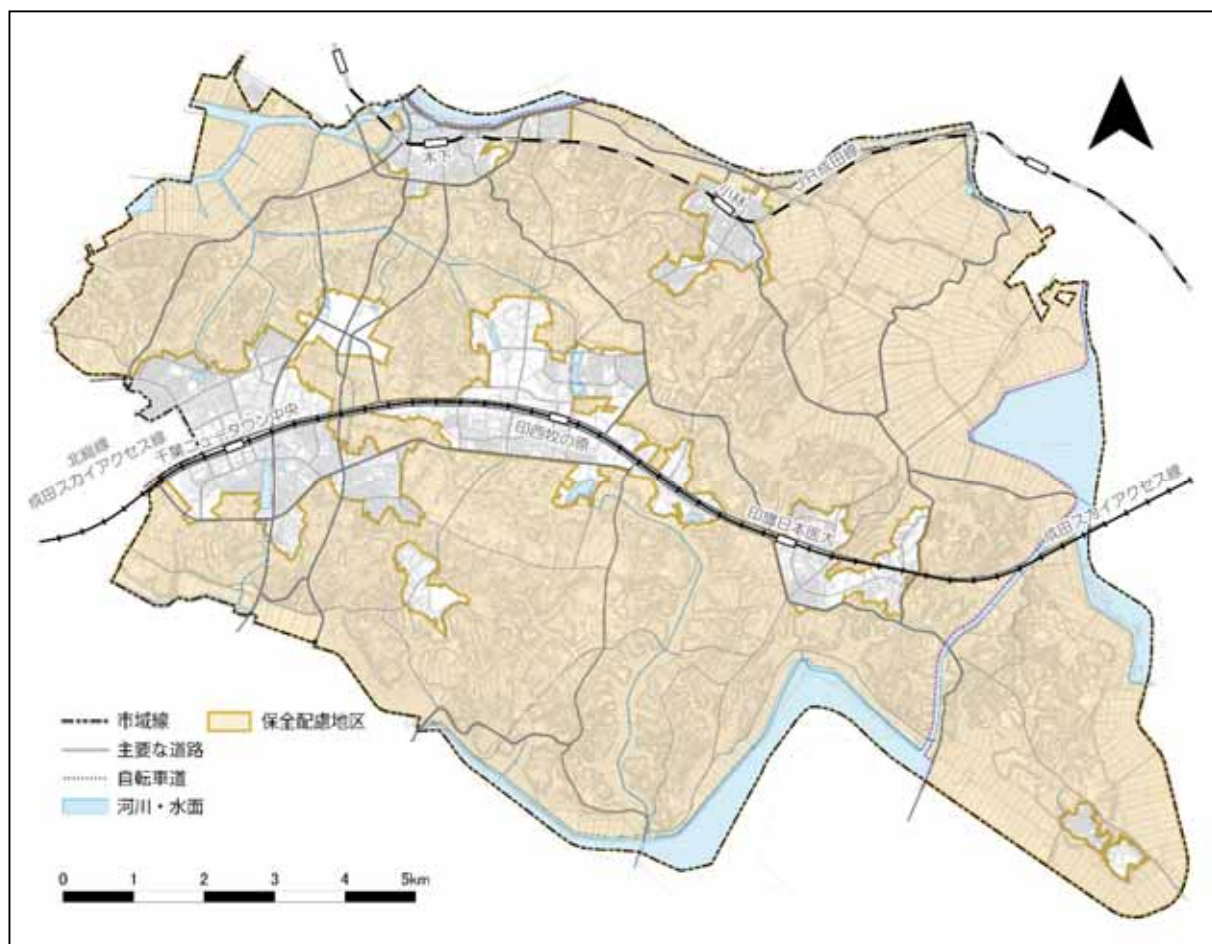
具体的には、風致景観の保全、自然生態系の保全、都市住民の自然との触れ合いの場の提供等の観点から、重要となる自然的環境に富んだ地区等において設定します。

(2) 指定の考え方

市民の快適な生活環境づくりを目指して、市街地を中心に、まちなかの緑化が図られています。

一方、市街化調整区域においては、本市を代表する谷津田・斜面林・集落等の里山環境や広大な田園環境、印旛沼・手賀沼・利根川に代表される潤いのある水辺環境をみることができます。これらの市街化調整区域の緑は、本市固有の環境であり、雨水の調整機能により、災害発生を抑制するグリーンインフラとしての機能が期待されているとともに、生態系の観点からも貴重な自然環境であるといえます。

そこで、本計画における保全配慮地区は、緑の配置方針で緑の保全エリアに設定した市街化調整区域全域を指定します。



（３）保全配慮地区での検討事項

保全配慮地区は、貴重な自然の宝庫であり生物多様性の観点からも重要な里山が形成されています。

こうした里山を構成する斜面林や谷津田について、長期的な視点の中で持続可能な取組となるよう、以下に示した事項について、今後も検討していきます。

斜面林の管理

- 森林環境贈与税等を活用した斜面林の持続的な管理

谷津田の保全

- 市民との連携・協働による谷津田の保全

水辺の保全

- 市民との連携・協働による河川や水路、池沼、湿地等水辺の保全

草地の保全

- 市民との連携・協働による台地上の草地の保全

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政による取組とともに、市民・市民団体・事業者の多様な主体が積極的に取り組んでいくことが重要となります。

そのため、行政・市民・市民団体・事業者がお互いの役割を意識し、連携しながら進めていきます。

(1) 計画の推進体制

市民の役割

- 庭先等の生活に身近な空間の緑化の推進
 - 緑に関するイベント等への参加
 - 市民団体による緑化活動への参加
 - 地域の農作物の購入
- 等

市民団体の役割

- 市内の緑の保全活動の推進
 - 市内の緑の維持管理活動の推進
 - 緑に関するイベントの開催
 - 緑化活動の情報発信
 - 新たな緑の担い手の育成
- 等



行政の役割

- 緑化に関する事業の推進
 - 都市公園等の維持管理
 - 市民団体の活動支援
 - 緑に関するイベントの開催
 - 緑に関する情報発信
 - 新たな担い手の育成・支援
- 等

事業者の役割

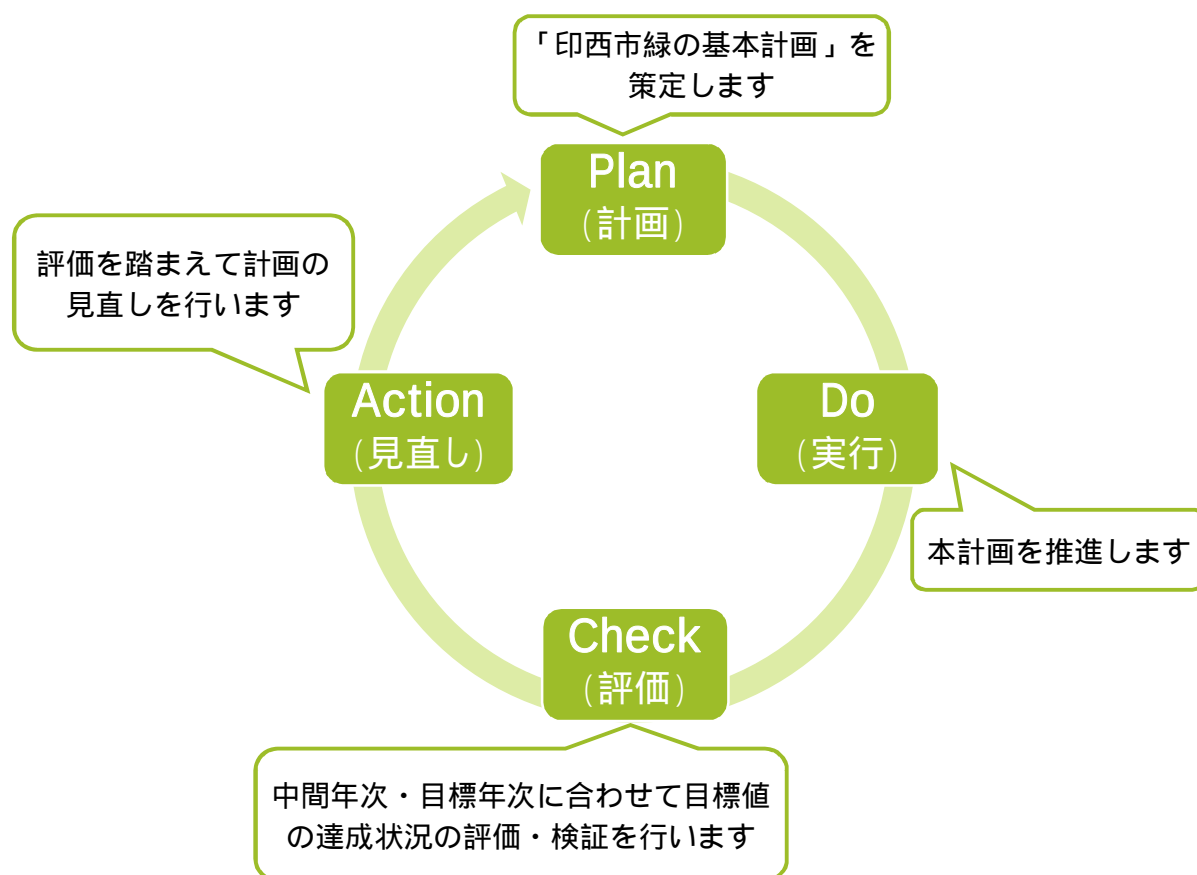
- 事業所内の緑化の推進
 - 周辺の環境に配慮した緑化の推進
 - 緑に関するイベント等への参加
 - 市・市民団体への協力
- 等

2 計画の進行管理

緑の将来像を実現するためには本計画を推進し、本計画で設定した目標の達成状況を評価・検証の上、必要に応じて計画の見直しを行うことが重要です。

そのため、本計画の推進にあたっては、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・見直し(Action)からなる「PDCAサイクル」による進行管理を行います。

なお、各種施策の実施状況、社会情勢や地域の変化等により、計画の見直しを検討します。



各目標の目標数値(P.32・P.33を再掲)

	計画(Plan) 令和2年度 (現況)	評価(Check) 令和12年度 (中間年次)	評価(Check) 令和22年度 (目標年次)
目標1 緑地面積の確保	7,124ha	7,124ha	7,124ha
目標2 緑に対する満足度の向上	76%	78%	80%
目標3 市民との協働の推進	50団体	60団体	60団体

資料編

資料編

1 印西市の緑の現況

(1) 印西市の緑の現況

人口

印西市の人口は、令和2年4月1日現在、103,794人となっています。世帯数は41,444世帯であり、人口密度は838.5人/km²です。

市の面積	123.79 km ²
市内人口	103,794 人
男性	51,427 人
女性	52,367 人
世帯数	41,444 世帯
人口密度	838.5 人/km ²

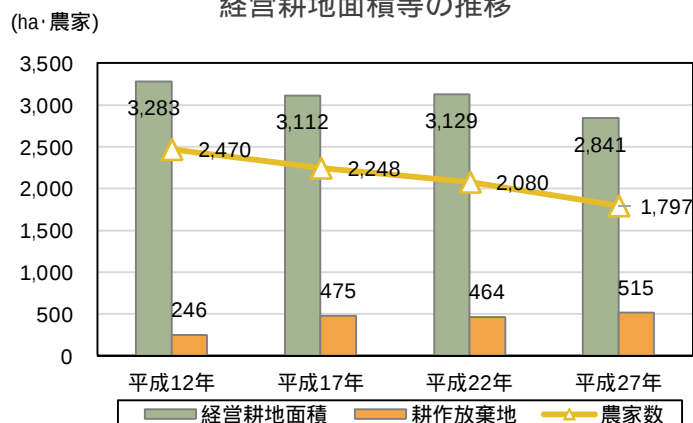
農業

全体の耕地面積は減少しており、耕作放棄地は平成17年から22年にかけて11haが解消されたものの、平成22年から平成27年にかけて51ha増加しています。また、全体の農家数は減少しています。

令和2年4月1日時点の生産緑地は18地区2.58haが指定されており、平成23年以降は地区数・面積ともに増減はありません。

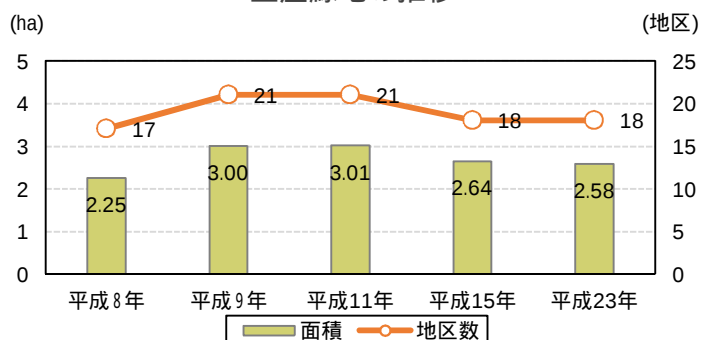
平成11年から平成15年にかけて3地区減少しているが、そのうちの2地区は土地区画整理事業に伴う集約換地による廃止である。

経営耕地面積等の推移



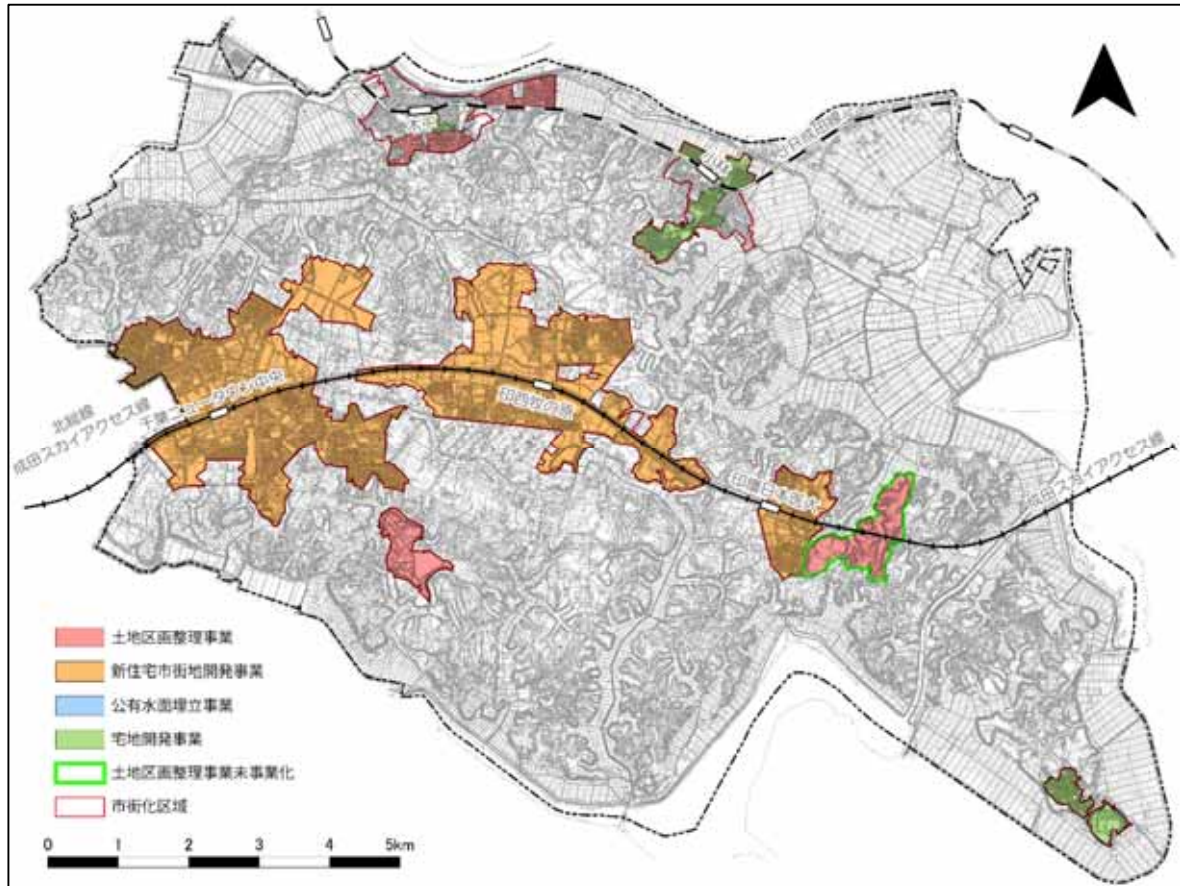
出典：農林業センサス（平成12年～平成27年）

生産緑地の推移



市街化動向

土地区画整理事業は、完了が4件、未事業化が1件となっています。また、新住宅市街地開発事業が1件、宅地開発事業が3件(5ha未満及び新住宅市街地開発事業区域内を除く)、公有水面埋立事業が1件、それぞれ完了しています。



市街化動向位置図

宅地開発事業は5ha以上を掲載

宅地開発事業は新住宅市街地開発事業区域内を除く

出典：印西市 都市計画基礎調査（H28）一部加工

避難場所の指定

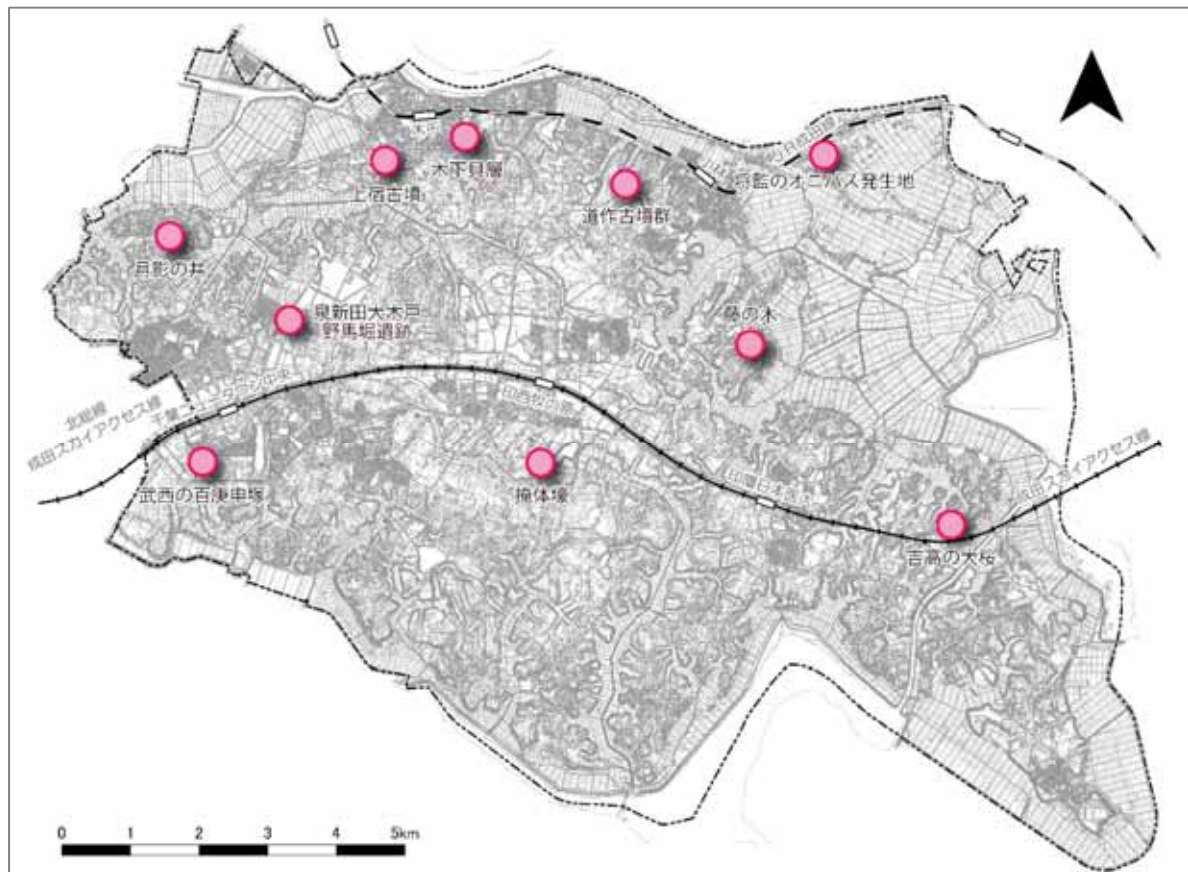
広域避難場所として、北総花の丘公園、東京電機大学千葉ニュータウンキャンパス、松山下公園の3か所が指定されています。

また、一時避難場所として、松山下公園、本埜スポーツプラザ、印旛中央公園等の近隣公園以上の規模を有する公園(木下交流の杜公園を除く)が20箇所指定されています。

指定文化財

市内の指定文化財は、国指定文化財6件、県指定文化財17件、市指定文化財26件の計49件と国登録有形文化財1件があり、その中でも天然記念物、史跡として10件が指定されています。

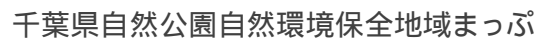
種類		名称	所在地	指定年月日
国の指定文化財	天然記念物	きおろしかいそう 木下貝層	木下 1944	平成 14 年 3 月 19 日
県の指定文化財	天然記念物	しょうげん 将監のオニバス発生地	将監地先	昭和 52 年 3 月 8 日
市の指定文化財	史跡	つきかげ い 月影の井	浦部 1261 - 2	昭和 43 年 4 月 25 日
		かみじゅくこふん 上宿古墳	大森 2346 - 2(個人宅)	昭和 48 年 1 月 19 日
		むざい ひゃくこうしんづか 武西の百庚申塚	武西学園台 3 丁目 128	平成 11 年 3 月 25 日
		いずみしんでんおおきどのまぼりいせき 泉新田大木戸野馬堀遺跡	草深 1878 - 7・ 泉 70 - 10	平成 17 年 8 月 16 日
		どうさくこふんぐん 道作古墳群	小林 2826 - 1、2826-5	平成 26 年 3 月 24 日
		えんたいごう 掩体壕	東の原 3 丁目 108	平成 28 年 9 月 23 日
	天然記念物	よしたか おおざくら 吉高の大桜	吉高 930 - 1 - 1(個人所有)	昭和 56 年 10 月 15 日
		ふじ き 藤の木	中根地先(個人宅)	昭和 54 年 5 月 28 日



指定文化財位置図

現在、将監のオニバス発生地においてオニバスを確認することはできない。

印旛沼、手賀沼を含む区域が県立印旛手賀自然公園として指定されています。



資料編-4

緑地協定の概要

ア 緑地協定の概要

緑地協定とは、都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。緑地協定では次の内容を定めています。

緑地協定の内容
・緑地協定の目的となる土地の区域
・次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの ・保全又は植栽する樹木等の種類 ・保全又は植栽する樹木等の場所 ・保全又は設置するかき又はさくの構造 ・その他緑地の保全又は緑化に関する事項
・緑地協定の有効期間(5年以上30年未満)
・緑地協定に違反した場合の措置

イ 本市における緑地協定締結内容

平成23年に、スマートハイムシティ印西牧の原地区において緑地協定が締結されました。

緑地協定の名称:スマートハイムシティ印西牧の原地区緑化協定

認可日:平成23年8月26日

有効期間:本協定の効力が発した日から起算して10年とし、有効期間満了6か月前までに、土地所有者等の過半数の文書による廃止の申し立てが無いときは、さらに10年間延長するものとし、その後も同様とする。

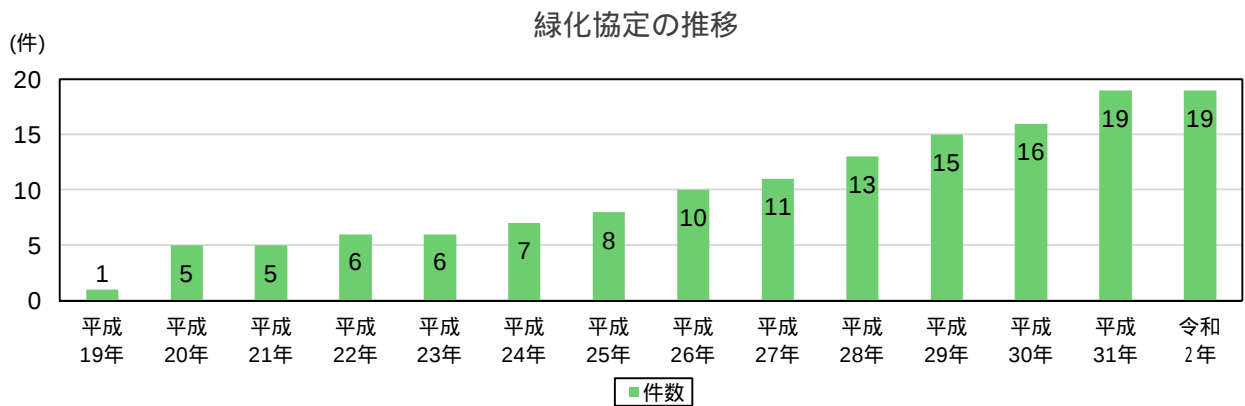
緑化協定の概要

ア 緑化協定の概要

【対象となる用地及び緑地基準】

土地の区分	緑地率		緑地内容	樹木による緑地
工場用地 1ha 以上	工業専用地域	敷地内 10% 以上	ア.事業敷地内緑地 ・樹木、芝その他の地被植物、屋上緑化施設、壁面緑化施設等。 ・外周には樹木を極力多用する。 ・敷地内周辺緑地のうち、住宅地域等に面し、緩衝効果がある緑地は保全に努める。 イ.事業敷地外緑地 ・樹林地、芝地等。	次のいずれかに適合するもの、及び樹冠の面積の大きさからみてこれと同等であると認められるもの。 高木(樹高 4m 以上)1 本以上 / 10 m ² 高木 1 本以上 + 中低木 20 本以上 / 20 m ²
	工業地域、準工業地域	敷地内 15% 以上		
	上記以外の地域	敷地内 20% 以上		
	・樹木による緑地率は事業敷地の内外で 10% 以上。 ・将来において、総緑地率を事業敷地の内外で 20% 以上とするよう努める。			
住宅用地 10ha 以上	敷地内で、樹木により 10% 以上		敷地内ですべて樹木による。	
その他の用地 1ha 以上	敷地内で、樹木により 10% 以上		敷地内ですべて樹木による。	

イ 市内の現況(累積)



緑化協定一覧

番号	協定締結 年月日	事業所名	所在地先
1	H19.9.5	株式会社シンコー	松崎台地先
2	H20.3.5	CRE 松崎 物流センター	松崎台地先
3	H20.3.6	株式会社ナンシン 千葉ニュータウン工場	みどり台地先
4	H20.8.5	(仮称)生活協同組合連合会 コープネット事業連合 印西要冷センター	松崎台地先
5	H20.11.27	日栄インテック株式会社 東京工場	みどり台地先
6	H22.8.6	東洋合成工業株式会社 感光材研究所	若萩地先
7	H24.11.7	(仮称)太陽商運印西事業所	松崎台地先
8	H25.9.11	(仮称)千葉第2ビル	大塚地先
9	H26.4.28	(仮称)印西テクノロジービル	泉野地先
10	H26.5.8	彌榮精機株式会社倉庫棟・工場棟・研修棟	松崎台地先
11	H27.1.22	プロロジスパーク 千葉ニュータウンプロジェクト	泉野地先
12	H28.2.18	(仮称)オーベクス株式会社 千葉ニューテックセンター新築工事	鹿黒南地先
13	H28.2.28	(仮称)グッドマンビジネスパーク千葉ニュータウン新築工事	鹿黒南地先
14	H29.10.16	mapletree 千葉ニュータウンロジスティクスセンター新築工事	泉野地先
15	H29.12.11	(仮称)印西ロジスティクスセンター新築工事	松崎台地先
16	H30.1.11	(仮称)グッドマンビジネスパーク ステージ2新築工事	鹿黒南地先
17	H31.1.23	(仮称)グッドマンビジネスパーク ステージ3新築工事	鹿黒南地先
18	H31.2.6	彦山精機株式会社 印西工場	牧の台地先
19	H31.2.18	(仮称)アイミッションズパーク印西2新築工事	松崎台地先

事業所名は緑地計画書より記載。

公園・道路の美化活動団体及び里山保全活動団体等一覧

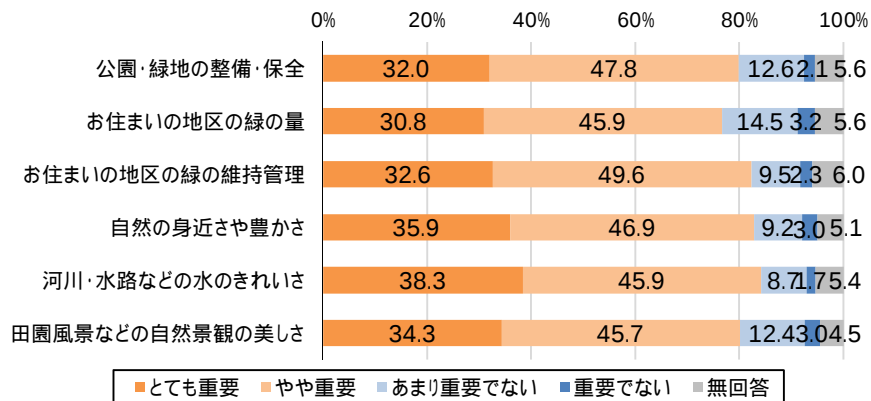
番号	団体名	公園美化活動団体	ふれあい ロード 登録団体	千葉県道 路アダプ プログラム 参加団体	企画提案 型協働事 業(令和2 年度)
1	北総ふれあいの里・笑呼ネット	○			
2	高花2丁目北自治会	○			
3	花の会	○			
4	七畝割町内会	○			
5	木下万葉公園後援会	○			
6	高花五丁目清掃会	○			
7	浦幡新田公園の緑を守る会	○			
8	ガーデン新鮮組	○			
9	特定非営利活動法人小林住みよいまちづくり会	○			
10	木下東臯月会	○			
11	丸山の会	○			
12	西部公園パークゴルフクラブ	○			
13	いには野環境ボランティア	○	○		
14	木下南公園等の藤を剪定する会	○			
15	原山花の丘自治会	○			
16	草花愛好会	○			
17	本埜グランドゴルフ同好会	○			
18	印旛弓友会	○			
19	NPO 法人亀成川を愛する会	○			
20	フルール	○			
21	花のことは会	○			
22	内野ゲートボール美化クラブ	○			
23	牧の木戸老人会	○			
24	緑地を活かす会	○			
25	印西いーまち会		○		
26	ラーバンクラブ		○		
27	滝野ラベンダーの会		○		
28	いには野アカガエルの里を守る会		○		
29	牧の原5丁目 自治会		○		
30	クリーンアース 031		○		
31	桜苑壱番街管理組合植栽委員会		○		
32	社会福祉法人 昭桜会		○		

番号	団体名	公園美化活動団体	ふれあいロード登録団体	千葉県道路アダプトプログラム参加団体	企画提案型協働事業(令和2年度)
33	師戸寿会		○		
34	Makinohara4-Chome East Resident's Community		○		
35	植えるカム・アルカサル		○		
36	大門下ビオトープ研究会		○		
37	たきのきたロードクラブ		○		
38	千葉ニュータウン中央北地区を素敵なまちにする会		○		
39	クリーンロード			○	
40	木下まち育て塾			○	
41	特定非営利活動法人印西市観光協会				
42	特定非営利活動法人エコネットちば				○
43	特定非営利活動法人里地里山保全ねっと				○
44	特定非営利活動法人谷田武西の原っぱと森の会				○

令和2年4月1日時点で市等と協定書や確認書等を締結している団体及び令和2年度企画提案型協働事業を実施している団体を掲載している。なお、この他にも活動を行っている団体があるがここでの掲載は控える。

(2) 市民意向調査結果

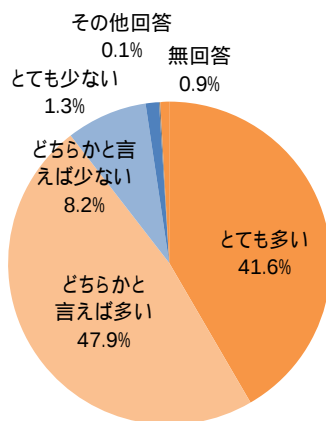
都市づくりを進めていく上での重要度



都市づくりを進めていく上での重要度について、「河川・水路などの水のきれいさ」が84.2%と重要度が最も高く、次に「自然の身近さや豊かさ」が82.8%となっています。

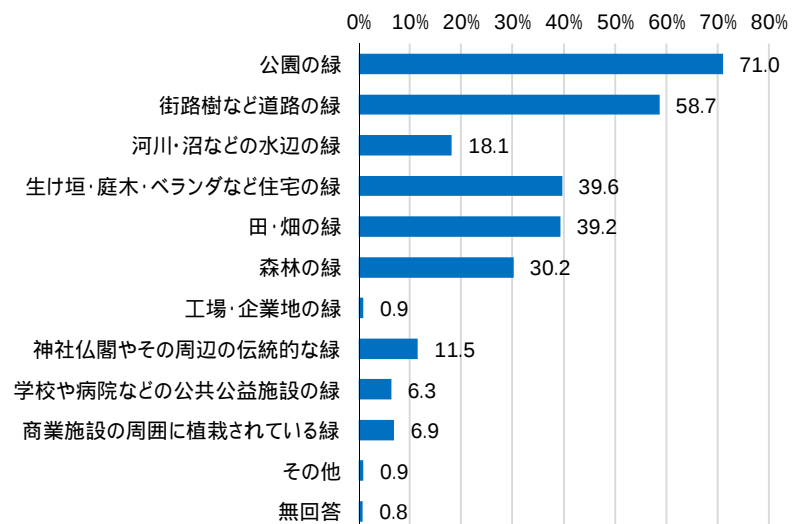
居住地周辺の緑の評価

【居住地周辺の緑の量】



居住地周辺の緑の量について、「とても多い」「どちらかと言えば多い」が、89.5%となっています。

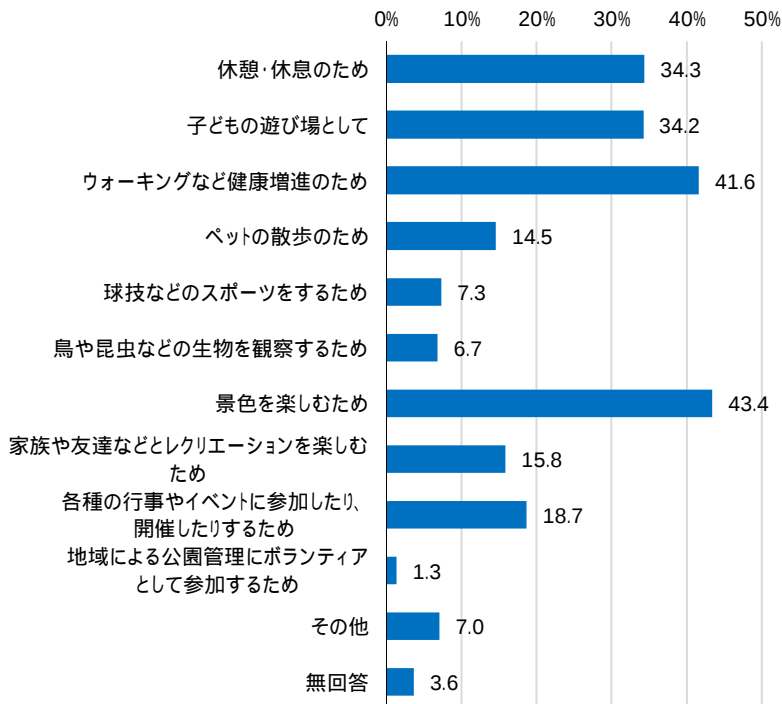
【居住地周辺に多く存在する緑の種類】



居住地周辺に多く存在する緑の種類は、「公園の緑」が71.0%と最も多く、次に「街路樹など道路の緑」の58.7%となっています。

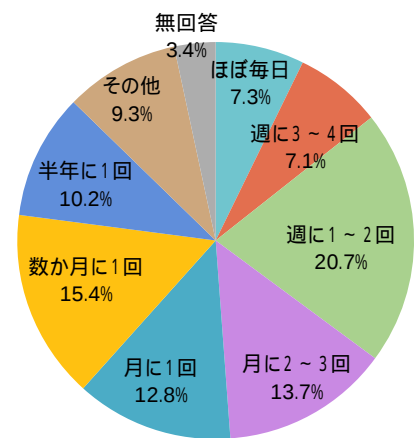
市内の公園について

【公園の利用目的】



市内の公園の利用目的は、「景色を楽しむため」が43.4%と最も多く、次に「ウォーキングなど健康増進のため」が41.6%となっています。

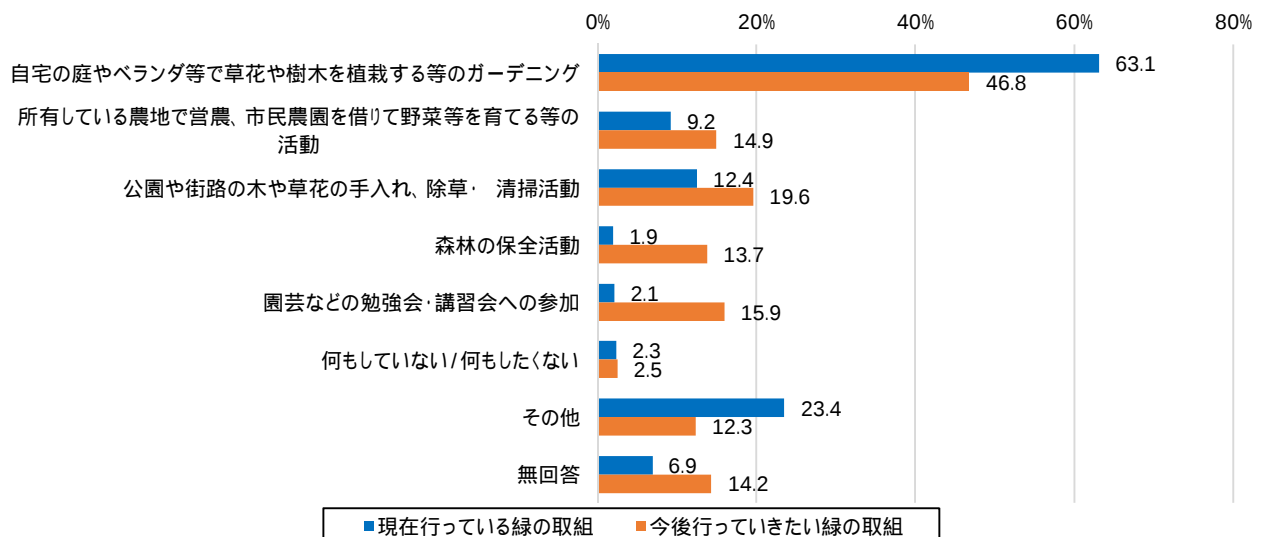
【公園の利用頻度】



市内の公園の利用頻度は、「週に1～2回」が20.7%と最も多く、次に「数か月に1回」が15.4%となっています。

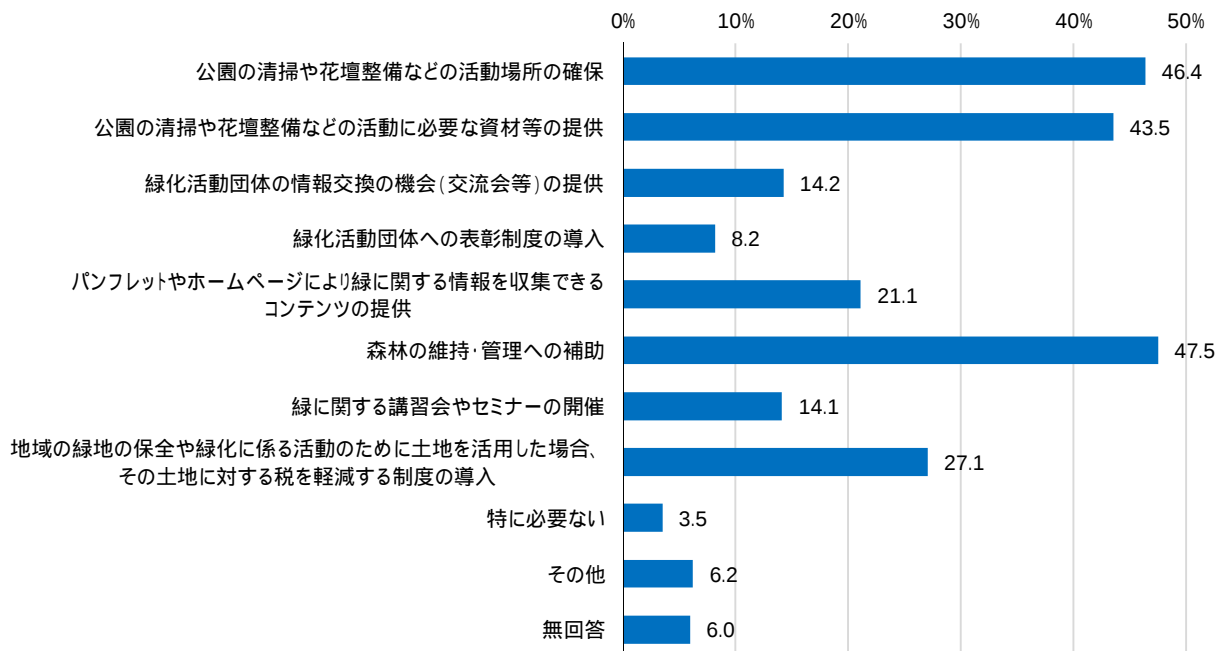
緑に関する取組について

【現在行っている・今後行っていきたい緑の取組】



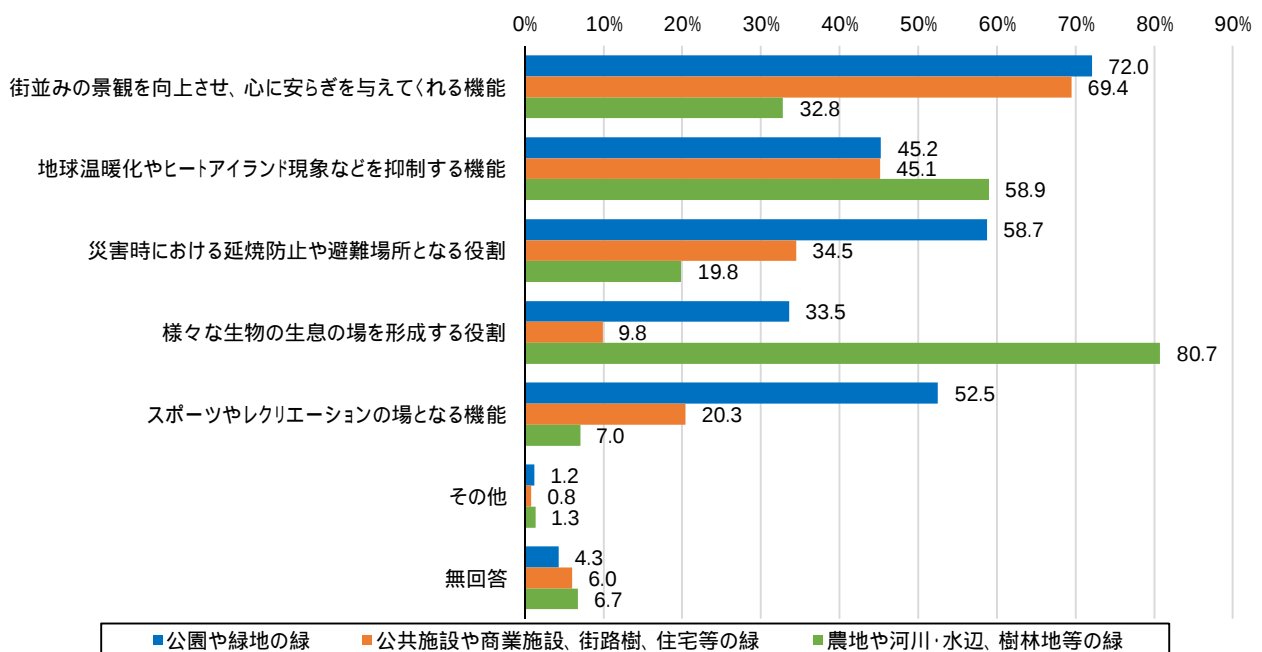
現在行っている取組・今後行っていきたい取組は、「自宅の庭やベランダ等で草花や樹木を植栽する等のガーデニング」が63.1%・46.8%とそれぞれ最も多くなっています。

【市に求める支援】



市に求める支援は、「森林の維持・管理への補助」が 47.5%と最も多く、次に「公園の清掃や花壇整備などの活動場所の確保」が 46.4%となっています。

緑の持つ機能について



緑の持つ機能は、「公園や緑地の緑」と「公共施設や商業施設、街路樹、住宅等の緑」は「街並みの景観を向上させ、心に安らぎを与えてくれる機能」が 72.0%・69.4%とそれぞれ最も多く、「農地や河川・水辺、樹林地等の緑」は「様々な生物の生息の場を形成する役割」が 80.7%と最も多くなっています。

2 前計画の施策の実施状況

(1) 施策の取組状況の検証

前計画では、市民・企業・行政が連携して、ふれあいとうるおいのある緑豊かなまちをつくっていくために、5つの柱を立て22の施策を展開しました。

5つの柱の施策内容の概要

5つの柱	概要
里山の緑と歴史を守る	印西市の緑を特徴づける里山の樹林地、草地、農地、湧水、水路等の保全及び歴史的文化的環境の保全に係る施策を展開する。
まちに緑の拠点をつくる	公園緑地は都市の緑の中核をなすもので、自然環境の保全、安全で快適なまちづくりやレクリエーション活動の場の提供、優れた都市景観の形成など重要な役割を果たしている。公園緑地の整備を中心に、公共施設の付属緑地や民間施設緑地などの整備にかかる施策を展開する。
水辺を保全・修復し活用する	本市は、北側に手賀沼、利根川、将監川、南側に印旛沼につながる神崎川等の良好な水辺環境を有し、千葉県でも有数の豊かな水系を誇る地域である。この水辺環境を保全するとともに、より豊かな自然を有する水辺や親しみやすい水辺として修復し活用する施策を展開する。
花と緑の美しいまちをつくる	花と緑あふれる美しく快適なまちづくりのためには、行政だけではなく、市民や企業が役割を分担し、協力しあって緑化を進めることが必要である。公共公益施設の緑化をモデルとして、住宅地や向上、商店や事務所などの緑化を奨励するための施策を展開する。
市民・企業・市が連携して緑豊かなまちをつくる	都市緑化の気運を盛り上げ、市民・企業・市が一体となって緑化を推進していくための仕組みと活動の充実を図る。

基本方針1: 里山の緑と歴史を守る

【取組施策】

- 県の千葉の里山・森づくりプロジェクトでリーディング事業に選定された武西地区の緑地を千葉県から引受け、市有地として確保しました。
- 木下万葉公園内での国指定の天然記念物である木下貝層の見学スペースの設置や市の指定文化財である小林の道作古墳群を歴史広場として整備することで、指定文化財の周知・活用及び文化財周辺の緑地の保全を図りました。
- 千葉ニュータウン内に残る史跡である泉新田大木戸野馬堀遺跡や掩体壕を緑地として確保することで史跡を保存しました。
- 各法令等に基づき農地や森林を保全しました。

地目別の土地利用面積の推移



【市内の現況】

- 令和2年の本市の地目上の土地利用は自然的な土地利用が市全域の55.9%であり、前計画策定時の平成12年と比較し8.9%減少しています。
- 市内の経営耕地面積2,841haのうち、515haが耕作放棄地となっており(平成27年)、平成12年から平成27年にかけて約9.3%増加しています。
- 指定文化財は、国指定が6件、県指定が17件、市指定が26件、国登録有形文化財が1件の計50件、そのうち天然記念物、史跡として10件が指定されています。



木下貝層



道作古墳群歴史広場



掩体壕

基本方針2：まちに緑の拠点をつくる

【取組施策】

- 松山下公園での総合体育館の整備や、木下万葉公園、木下交流の杜公園など自然、文化を活かした公園を整備しました。
- 千葉ニュータウン事業により整備された泉公園など45箇所の公園・都市緑地を開園しました。
- 公園以外でも、竹袋調整池や木下交流の杜広場、木下交流の杜フットサルパークなども整備しました。

【市内の現況】



- 令和2年4月の市内の都市公園は、181箇所、181.7haが整備され、市民1人あたりの公園面積は17.5㎡/人となっており、前計画策定時から約2倍に増加しています。これは、千葉ニュータウン事業の進展により計画的に公園が整備されたこと等により都市公園が大幅に増加したものです。
- 市全域における緑地は7,123.9ha(市全域の58%)であり、都市公園などの「施設緑地」が800.2ha(市全域の7%)、農業振興地域農用地区域などの「地域制緑地」が8,513.8ha(市全域の69%)となっています。(ただし、施設緑地と地域制緑地に重複あり)



松山下公園



泉公園



木下交流の杜フットサルパーク

基本方針3：水辺を保全・修復し活用する

【取組施策】

- 手賀沼、印旛沼等の水辺で繁殖している特定外来種のナガエツルノゲイトウなどの駆除を市民団体との協働により実施しています。
- 別所緑地に、市民が気軽に水辺環境などを観察できるよう、デッキを設置しました。
- 弁天川、六軒川などでは、NPO団体が舟運事業を実施し、また、「木下河岸」などの調査・研究・啓発を市民団体との協働で実施しています。



ふるさといんざいぶらり川めぐり



木下の蔵

【市内の現況】

- 自然環境調査の結果から、国・県等で指定されている希少性の高い注目種が確認されています。



アカシデ(注目種)



ヨシガモ(注目種)



オオモノサシトンボ(注目種)

- 特定外来生物は、ナガエツルノゲイトウやカミツキガメ、ブルーギルなどが多くの地点で確認されています。



ナガエツルノゲイトウ(特定外来生物)



カミツキガメ(特定外来生物)



ブルーギル(特定外来生物)

基本方針4：花と緑の美しいまちをつくる

【取組施策】

- 市の花であるコスモスの種を配布し、学校等、市内各所で花を咲かせる取組を実施しています。
- ヒートアイランド現象の緩和が期待されるグリーンカーテンの苗を配布しており、また、グリーンカーテンコンテストを実施するなど、市民にグリーンカーテンを周知しています。
- 工場、事業所、住宅用地等を対象とした緑化協定が19件締結され、スマートハイムシティ印西牧の原地区において緑地協定が締結されました。
- 都市公園では、24団体が公園での清掃や花植えを実施し、別所谷津公園、竹袋調整池や道作古墳群では、市民団体との協働による管理を実施しています。
- 道路では、15の美化団体が清掃や花植えを実施しています。

【市内の現況】



- 市内での緑化協定は令和2年4月現在19件あり、平成20年から4倍に増加しています。
- 現在、スマートハイムシティ印西牧の原地区において、緑地協定が締結されています。
- 小・中学校や市役所等の市内の公共施設では、敷地内の緑化に取り組んでいます。



印西市役所



グリーンカーテン



スマートハイムシティ
印西牧の原地区

基本方針5：市民・企業・市が連携して緑豊かなまちをつくる

【取組施策】

- 都市公園では、24団体が公園での清掃や花植えを実施し、別所谷津公園、竹袋調整池や道作古墳群では、市民団体との協働での管理を実施しています。（再掲）
- 千葉県から引受けた武西地区の緑地において市民団体と協働で管理を実施しています。
- 道路では、15の美化団体が清掃や花植えを実施しています。（再掲）

【市内の現況】

- 市によるウォーキングコースなどのマップの配布や、NPO団体によるウォーキング大会の実施など、緑の中を歩く機運を高めています。



ウォーキングコースマップ



別所谷津公園



小林ウォーキング大会



美化活動の様子

(2) 緑化重点地区への取組検証

「緑化重点地区」は、駅前など都市のシンボルとなる地区や緑が少ない地区、風致の維持が特に重要な地区、緑化の推進に対し住民の意識が高い地区などを対象に設定するものです。

木下駅南地区

【前計画策定時の地区概要】

- 駅前のシンボルとなる地区であるが、現在は緑が少ない。
- 地区の一部に土地区画整理事業の実施が予定されており、緑豊かなまちづくりの可能性が高い。
- 既成市街地の緑化モデル、土地区画整理事業による緑豊かなまちづくりのモデルとして、波及効果が期待される。



木下駅南地区 区域図

【取組施策】

- 四季を感じる歩行空間の整備として、木下南のメイン道路(市道14-003号線)に街路樹(ハナミズキ)を植栽し、幹線道路(市道00-008号線)に河津桜を植栽しました。
- 緑の拠点の整備として、木下万葉公園、木下交流の杜公園、木下南公園、木下交流の杜広場の整備を行いました。
- 花と緑のうるおいのまちづくりとして、木下駅南口駅前の緑化やイルミネーションを実施しました。



木下万葉公園



木下交流の杜公園

結縁寺の里山地区

【前計画策定時の地区概要】

- 本市の特徴ある緑の一つとして里山があげられるが、中でも結縁寺の里山は、自然性、歴史・文化性、景観、アクセス、管理状況などあらゆる点で優れた地区である。
- この里山の保全に積極的な市民グループがあり、地区住民と連携した施策展開の可能性が高い。
- 千葉ニュータウン区域及び松崎工業団地に隣接し、緊急に保全する必要がある、保全型の緑化重点地区のモデルとして最適である。



結縁寺の里山地区 区域図

【取組施策】

- 地区内で説明会及び先進地視察等を実施しました。
- 地域の人と先進地視察等を実施しました。
- 結縁寺門前の散策路を整備しました。
- (財)イオン環境財団、里地ネットワーク主催のイベントを開催しました。
- まちづくりファンドの助成を活用し、結縁寺に水洗トイレ・駐車場・案内看板を整備しました。



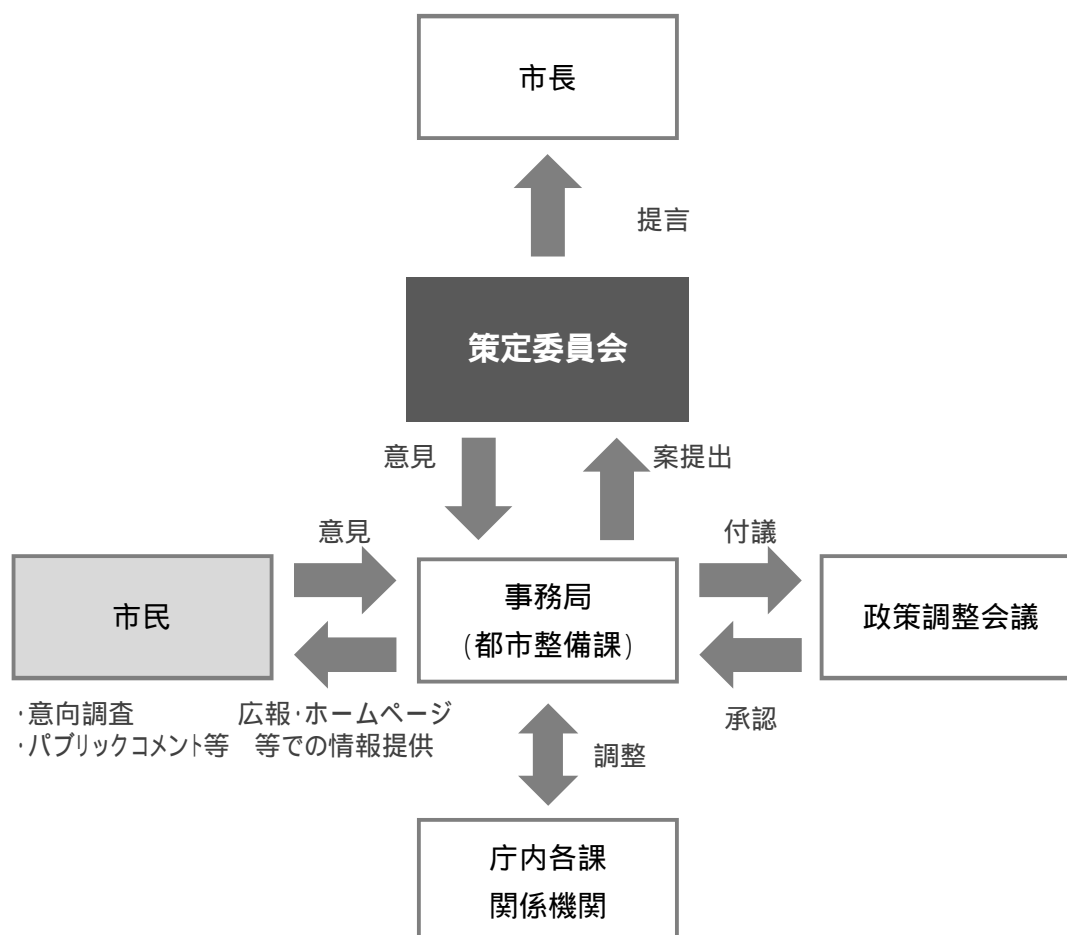
結縁寺



結縁寺門前のため池

3 印西市緑の基本計画 検討の経緯

(1) 策定体制



(2) 印西市緑の基本計画検討委員会

印西市緑の基本計画検討委員会設置要綱

印西市告示第 1 9 号

印西市緑の基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 印西市緑の基本計画 (都市緑地法 (昭和 4 8 年法律第 7 2 号) 第 4 条第 1 項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画をいう。以下同じ。) の策定に当たり、住民の意見や専門的な見地からの意見を反映させるため、印西市緑の基本計画検討委員会 (以下「検討委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、印西市緑の基本計画に定める内容について、検討を行い、市長に提言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、 1 1 人以内の委員で組織する。

(委員)

第 4 条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体に属する者
- (3) 公募による市民
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、印西市緑の基本計画の策定が完了するまでとする。

(委員長等)

第 6 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 検討委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

印西市緑の基本計画検討委員会 委員名簿

分類	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者(緑化)	阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部造園科学科准教授	委員長
学識経験者(建築)	安田 博道	横浜国立大学 非常勤講師	
学識経験者(樹木医)	富塚 武邦	樹木医会 元千葉県支部長	副委員長
学識経験者(公園管理)	勝 正弘	元公園管理運営士	
学識経験者(環境)	鈴木 康雄	元県自然保護指導員	
関連団体(千葉県)	川合 秀和	千葉県公園緑地課都市緑化推進班 班長	
関連団体(農地)	清水 眞市	印西市農業委員会委員	
関連団体(観光)	山口 道博	特定非営利活動法人印西市観光協会 副理事長	
関連団体(市民活動)	小山 尚子	特定非営利活動法人亀成川を愛する会 理事長	
関連団体(市民活動)	高橋 誠	特定非営利活動法人小林住みよいまちづくり会 理事長	

印西市緑の基本計画検討委員会の開催状況

	開催日		内容
第1回	令和 2年	8月(書面開催)	緑の現況の報告、意向調査結果の報告
第2回		9月24日(木)	緑に関する課題の検討、将来像・目標・基本方針の検討 等
第3回		10月27日(火)	実現のための施策の方針の検討、緑化重点地区の検討 等
第4回		11月26日(木)	パブリックコメントへ諮る素案の検討
第5回	令和 3年	3月(書面開催)	計画案の検討、市への提言

提言書

提言書の文書を掲載予定

(3) 印西市緑の基本計画に対するパブリックコメントの実施概要

実施期間	令和3年1月6日(水)～1月19日(火)
周知方法	市ホームページへの掲載及び、市役所や公民館等計18箇所に意見投函箱を設置
閲覧場所	市ホームページ、市役所(行政資料コーナー、都市整備課)、支所、出張所、公民館、図書館
提出人数	7名
提出件数	29件

4 用語集

— あ —

一時避難場所	P.41	災害時の危険を回避するため、一時的に避難する避難場所。本市では近隣公園以上の規模を有する公園が指定されている。
一般廃棄物	P.48	廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物。
印西市表彰規則	P.43	長年にわたり顕著な功績のあった個人・団体または、市民の模範となる善行をした個人・団体の表彰を行う際の必要な事項を定めた印西市独自の規則。
雨水浸透枡	P.38	雨どい等から流入してくる雨水を受ける枡で、側面及び底面にある浸透孔から雨水を地中に浸透させる構造のもの。
運動公園	P.13	主として運動の用に供することを目的とする公園。
エコロジカルネットワーク	P.24	対象となる地域において優れた自然条件を有する場所を、生物多様性の拠点として位置づけつつ、拠点間を野生生物が移動できるよう相互に連結させたネットワーク。
屋外体育施設	P.15	屋外に位置する陸上競技場や野球場、テニスコート等の体育施設。なお、当計画書においては、都市公園施設以外のものをいう。
汚染物質	P.5	経済、社会活動により排出される各種廃棄物質のうち、環境を汚染する有害物質。
オープンスペース	P.1	公園、広場、街路空間や駅前広場などの、建物によって覆われていない敷地のこと。
温室効果ガス	P.5	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つ二酸化炭素などの気体。

街区公園	P.14	おおむね半径250mの範囲に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
開発行為	P.40	建築物の建築、特定工作物の建設を目的とした土地の区画形質を変更する行為。
外来種	P.12	もともとその地域に生息・生育していなかったが、人間の活動によって他の地域から移入してきた生物。
合併処理浄化槽	P.38	し尿と生活雑排水をまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べ、排水先の河川等水域の汚濁を軽減する効果がある。
関東ローム層	P.8	関東地方の台地や丘陵をおおう火山灰層。第四紀更新世に箱根・富士・赤城・男体・榛名・浅間の諸火山から噴出したもの。
協働	P.7	市民等と市がそれぞれの役割を自覚し、自主的な意思に基づき、対等な立場で互いに協力及び連携しながらまちづくりを進めること。
近隣公園	P.14	おおむね半径500mの範囲に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
グリーンインフラ	P.2	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組。
グリーンカーテン	P.42	つる性の植物を育てて、窓や壁を覆うことにより、日差しをさえぎり、さらに葉の「蒸散作用」を利用して気温を下げるもので、エアコンの使用時間を減らしたり、設定温度を高め設定できたりと省エネルギーにつながる緑のカーテン。
県立印旛手賀自然公園	P.4	印西市・柏市・我孫子市・佐倉市・成田市・栄町・酒々井町に位置し、印旛沼・手賀沼を中心とした66.06km ² の自然公園。
広域避難場所	P.41	地震時の市街地延焼火災から身を守るための広いオープンスペースとして、概ね10ha以上の空地、又は土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害における避難上必要な機能を有すると認められ指定された場所。
広域防災拠点	P.41	災害時に、主に人や物の流れを扱う拠点となり、中核的な広域防災拠点や地域防災拠点と情報を共有、ネットワーク化し、相互に連携することにより、広域的な災害対策活動を展開する上で非常に重要な役割を持つ拠点。
公園施設長寿命化計画	P.46	市が管理する遊具などの公園施設について、公園利用者の更なる安全性確保や機能の維持に向け、適正な施設点検や維持管理等の予防保全管理を行い、施設の長寿命化対策及び計画的な修繕、改築、更新を行うことを目的とした計画。
公開空地	P.13	不特定多数の人が日常利用することのできる民有のオープンスペース。
公共公益施設	P.1	住民の生活のために必要な施設の総称のこと。一般的には教育施設、官公庁施設、コミュニティ施設などをいう。
耕作放棄地	P.23	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地。

在来種	P.24	動植物の品種のうち、ある地方の風土に適し、その地方で長年栽培、飼育又は自生している種。
里山	P.2	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。 印西市においては、谷津田とその周辺の斜面林が主な構成要素。
市街化区域	P.12	都市計画法に基づき、既に市街地を形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、都市の発展動向等を勘案して市街地として積極的に整備する区域。
市街化調整区域	P.12	都市計画法に基づき、市街化を抑制すべき区域であり、原則として用途地域を定めず、農林漁業用の建築物等や一定の要件等を備えた開発行為以外は許可されない区域。
指定管理者制度	P.40	民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度。
指定緊急避難場所	P.41	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、市町村長が指定した安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所のこと。
児童遊園	P.13	児童福祉法に基づき児童の健康増進や、情操を豊かにすることを目的とし、児童福祉の観点で提供されている児童厚生施設。
自然公園	P.4	自然公園法に基づき、優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園。
市民農園	P.15	農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園。
新型コロナウイルス感染症	P.2	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス(COVID-19)」によって発症する気道感染症。
森林環境譲与税	P.36	森林の有する公益的機能の維持に向けて創設された国税である森林環境税を原資とし、森林整備や管理、人材育成・担い手確保等に係る費用に困窮する都道府県や市町村に対し、国から交付される税。
生産緑地	P.15	生産緑地法に基づき、市街化区域内の保全する緑地として指定された農地。
生物多様性	P.1	多種多様な生き物が互いに関連しあいながら存在している状態を指す。種の多様性(多くの種が存在する状態)だけでなく、生態系の多様性(森林や河川など様々な環境が存在する状態)や遺伝子の多様性(同じ種の中にも形や色の個性がある状態)といった概念を含むもの。
生物多様性国家戦略	P.27	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国が定めた基本的な計画。
総合公園	P.13	休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

地域森林計画 対象民有林	P.13	森林法に基づき策定された地域森林計画において森林整備及び保全の目標等の設定対象となっている民有林。
地球温暖化	P.5	人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO ₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。
地区公園	P.13	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
地産地消	P.35	地域の農産物等を地域で消費すること。
地理情報 システム	P.15	地理空間情報の地理的な把握又は分析を可能とするため、電磁的方式により記録された地理空間情報を電子計算機を使用して電子地図上で一体的に処理する情報システム。
中間処理施設	P.28	廃棄物を減量・減容化、安定化、無害化、資源化する施設。廃棄物の性状に応じて焼却、破碎・選別、圧縮・成形、中和、脱水などの操作が行われる施設。
調節池	P.4	山林等の開発を行うと、一般的に地盤の保水能力が弱まり、集中豪雨の際などに、河川が増水し氾濫する恐れがあるため、河川に一気に雨水等が流れ込まないように、雨水を一時的に貯水する池。
特定外来生物	P.24	生態系、人の生命・身体、農林水産物への被害を及ぼす、または及ぼす恐れがあることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」によって指令された外来生物。
特定生産緑地	P.37	平成30年に施行された改正生産緑地法により、生産緑地地区の指定から30年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、生産緑地の所有者などの同意を得たうえで、買取申出が可能となる期日を10年延期された生産緑地。
都市計画区域	P.3	一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域。印西市においては、市全域が都市計画区域となっています。
都市計画制度	P.1	まちづくりのルールを定めたものであり、地方公共団体が地域の実情において様々なメニューの中から都市計画を指定していく制度。
都市農地	P.1	生産緑地地区に指定された農地及び、それ以外の市街化区域内農地。
都市公園	P.1	都市公園法に基づく公園または緑地。具体的には、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地などがある。
都市緑地	P.1	都市公園法に基づき、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。
土地区画整理 事業	P.24	都市計画区域内の土地において、宅地の利用の増進や公共施設の整備改善を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を一体的に行う面的市街地開発事業。

— な —

農業振興地域 農用地区域	P.13	長期にわたり、総合的に農業振興を図る地域として指定された農業振興地域のうち、集団的に存在する農用地や、土地改良事業を実施するなどの生産性の高い農地のほか、農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域。
農地中間管理 事業	P.37	農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を促進するため、農地所有者と農業経営者の間に農地中間管理機構が立って農地の貸借等を行い、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進める取り組み。

— は —

白鳥の郷	P.28	コハクチョウを中心とした約1000羽の白鳥が飛来する笠神地区の白鳥飛来地。
バリアフリー	P.20	高齢者や障害者などの日常生活や社会生活における物理的、心理的情報に関わる障壁(バリアー)を取り除いていくこと。
Park-PFI	P.40	平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する公募設置管理制度。
ヒートアイランド 現象	P.2	地表面の人工化や人口排熱の増加などが原因となり引き起こされる、都市の気温が周辺の郊外に比べて高くなる現象。
ヘリコプター臨時 離発着場	P.41	情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターの緊急時の離発着場。

— や —

谷津	P.8	丘陵台地の雨水や湧水等の浸食によって生じた谷を指し、三方(両側、後背)に丘陵台地部、樹林地を抱え、湿地、湧水、水路、水田等の農耕地、ため池などを構成要素に形成される地形。
谷津田	P.6	谷津に分布する田んぼ。
優良農地	P.37	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって、生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。

緑陰	P.5	青葉の茂った木立のかげ。
緑化協定	P.15	千葉県自然環境保全条例第26条に基づき、一定面積以上の工場、事業所、住宅用地等を対象とした敷地内に緑を確保するための協定。
緑地協定	P.1	都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する内容を定める協定。
緑被地	P.12	本計画では緑で被われた全ての土地を指します。
レクリエーション	P.5	楽しみとして自由時間に行われる、自発的・創造的な様々な活動。



印西市 緑の基本計画

令和3年3月



発行

印西市 都市建設部 都市整備課
〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

Tel:0476-33-4663

Fax:0476-42-6200

HP:<https://www.city.inzai.lg.jp>

